

( 監査事務局 包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表 )

## 監査委員公表第584号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事、大分県教育委員会教育長及び大分県公安委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年2月9日

大分県監査委員 米 濱 光 郎

大分県監査委員 柳 井 貞 美

大分県監査委員 御 手 洗 吉 生

大分県監査委員 玉 田 輝 義

○ 措置状況の概要

1 平成26年度包括外部監査結果（平27. 3. 31公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「委託契約に係る財務事務の執行について」  
 (2) 概要

項目	監査の結果及び意見 (件数)		措置の内容（件数）		
			対応済	対応困難 対応不可	検討中
1. 全庁における全般的な委託 契約事務に関すること	結 果	1	1		
	意 見	10	6		4
2. 個別の選定委託契約に関する こと	結 果	49	49		
	意 見	137	125	6	6
(1)総務部	結 果	9	9		
	意 見	16	16		
(2)企画振興部	結 果	4	4		
	意 見	15	12	1	2
(3)福祉保健部	結 果	9	9		
	意 見	24	24		
(4)生活環境部	結 果	7	7		
	意 見	8	8		
(5)商工労働部	結 果	1	1		
	意 見	10	8	2	
(6)農林水産部	結 果	3	3		
	意 見	14	13	1	
(7)土木建築部	結 果	6	6		
	意 見	24	20		4
(8)企業局	結 果	3	3		
	意 見	4	4		
(9)病院局	結 果	1	1		
	意 見	13	11	2	
(10)教育庁	結 果	3	3		
	意 見	5	5		
(11)警察本部	結 果	3	3		
	意 見	4	4		
(件数合計)	結 果	50	50		
	意 見	147	131	6	10
	合計	197	181	6	10

2 平成24年度包括外部監査結果（平25. 3. 29公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について」  
 (2) 概要

平成26年度に監査委員宛てに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた2件について再度通知があった。

・「対応済」1件、「検討中」1件

3 平成23年度包括外部監査結果（平24. 3. 30公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「大分県における補助金等について」  
 (2) 概要

平成26年度に監査委員宛てに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた5件について再度通知があった。

・「対応済」3件、「対応困難」1件、「検討中」1件

平成27年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：委託契約に係る財務事務の執行について)

項目	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
1. 全庁における全般的な委託契約事務に関すること			
第1. 委託契約事務・会計審査制度とその機能	<p><b>【意見 全般－1】</b>  <b>会計審査のノウハウ等の活用による効率的なマネジメントへの応用について</b>                      原契約の担当課における主体的・自律的な会計上のコンプライアンスの実践とともに、審査・指導する側が、そのために必要なスキルやノウハウを他の職員も活用可能な知的財産としてデータを蓄積・整理・分析し、全庁的に共有化する仕組みを構築すること等で、担当課の事務の効率化や業務品質の向上によって審査・指導する側の事務の軽減・効率化にもつなげ、更に高度なコンプライアンス体制が整えられるような好循環を生む仕掛けを継続的に工夫していく必要がある。</p>	<p>(会計管理局)                      職員向けのイントラネットにおいて、各種マニュアルとして契約書作成方法や審査事務チェックポイントなどの情報提供を行っている。                      今回の指摘を踏まえて、情報提供の利便性の向上のため、職員向けイントラネットの分かりやすい場所に展開し、活用の拡大を図った。                      また、各種研修会等においても情報提供の周知を図り、担当課の事務の効率化や業務品質を向上させていくこととする。                      今後も、各種マニュアル等の見直しを適宜行うとともに、情報提供を行うことにより、全庁的に共有化を進めていく。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 48ページ
	<p><b>【意見 全般－2】</b>  <b>あるべき会計事務の実践に必要な意識レベルの向上について</b>                      会計審査の高度化も必要であるが、まずは、原契約の担当課における主体的・自律的な会計上のコンプライアンスの実践が重要であるため、会計上のコンプライアンスに必要な行動規範を広く全庁的な総意で策定し、全職員に求められる会計上の共通的な意識を「会計コンプライアンスのための行動規範」といった形で具体的に示すなどして、広く職員に会計上のコンプライアンスに関する意識の浸透を図ることが望まれる。</p>	<p>(会計管理局)                      会計事務処理上のコンプライアンス意識の浸透を図るため、これまでも会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示し、注意喚起してきた。                      今回の指摘を受けて、改めて適正な会計事務の執行について文書による周知を行い、また職員向けの庁内イントラネットにも掲出し、周知徹底を図った。                      今後も引き続き、適宜啓発を行い、会計事務処理上のコンプライアンス意識の向上を図っていく。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 49ページ
第2. 随意契約	<p><b>【結果 全般－1】</b>  <b>随意契約公表制度の不遵守について</b>                      随意契約事務のより一層の透明性・公正性の推進のため、「随意契約執行指針」に基づく随意契約情報の公表を行うこととしているが、平成25年度の公開率は53.56%と全庁的に低く、制度趣旨が達成されていないため不適切である。</p>	<p>(会計管理局)                      これまでも随意契約のガイドラインの遵守及び随意契約情報の結果公表について、文書や研修により周知徹底を図ってきたが、今回の指摘を踏まえ、報告漏れがないか、再度文書により徹底した。その結果、平成25、26年度分については、公表要領に基づき全て公表されている。                      また、毎月、庁内イントラネットの掲示板を通じて、制度の趣旨の周知や公表の徹底を図ることとした。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 57ページ
	<p><b>【意見 全般－3】</b>  <b>随意契約等に関する内部規定の継続的かつ定期的な見直しについて</b>                      「随意契約執行指針」及び各部局作成の随意契約等に関するガイドライン等についてはその内容・運用等について継続的にチェックを行い定期的に見直す仕組みを構築することが望ましい。</p>	<p>(総務部・農林水産部・土木建築部・会計管理局)                      自治法施行令の見直しや状況の変化等に合わせ、年1回程度、点検を行うこととする。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 57ページ

	<p><b>【意見 全般－４】</b>  <b>随意契約公表の網羅性を担保する仕組みの検討について</b></p> <p>担当課において当該随意契約を公表することが「通常実施すべき重要な業務」であることを十分に認識した上で、担当者が主体的に当該取組を実践するとともに、担当課の上席者がレビュー機能を担い、かつ審査・指導室が制度を補完する取組を行うべきである。また、具体的に補完する手段として、書面によるチェックリストを活用したり、会計システムを見直して支出負担行為決議書に公表の要否が自動的に出力され、適切にフォローされるような仕組みづくりを行うことが望ましい。</p>	<p>(会計管理局)</p> <p>これまでも随意契約のガイドラインの遵守及び随意契約情報の結果公表について、文書や研修により周知徹底を図ってきたが、今回の指摘を踏まえ、報告漏れがないか、再度文書により徹底した。その結果、平成25、26年度分については、公表要領に基づき全て公表されている。</p> <p>また、毎月、庁内イントラネットの掲示板を通じて、制度の趣旨の周知や公表の徹底を図ることとした。</p> <p><b>【対応済】</b></p>	<p>報告書 58ページ</p>
第3. 競争入札	<p><b>【意見 全般－５】</b>  <b>予定価格の事前公表制度の見直しの検討について</b></p> <p>県では予定価格事前漏えいの不正回避など入札の透明性向上を図るため、工事等の入札において予定価格の事前公表を行っているが、指名競争入札について、予定価格を事前に公表することにより、通常期待される競争原理や適切な積算努力を阻害する等の弊害も生じることから、予定価格の事前公表継続の是非を検討する必要がある。</p> <p>また、事前公表を継続する場合においても、公共事業発注者の責務として、弊害発生未然防止等の方策を検討すべきである。</p>	<p>(土木建築部)</p> <p>発注者としては、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じないように応札者に対して、適正な積算を促すための努力は、必要なことであると考えている。</p> <p>現行入札制度の点検を含め、弊害発生未然防止策として適正な積算を促すため、工事で予定価格4千万円以上の入札で求めている「入札金額内訳書」の提出を平成28年度からすべての競争入札に提出を義務づけ、内容を審査することとした。</p> <p>委託についても同様に、現行2千万円以上での提出を順次、拡大する方向で検討を進めている。</p> <p>予定価格を探ろうとする不正な動きの危険性の問題もあることから、公表のあり方については慎重に検討したい。</p> <p><b>【検討中】</b></p>	<p>報告書 61ページ</p>
第4. 委託契約の変更契約	<p><b>【意見 全般－６】</b>  <b>大幅な仕様変更の事務手続のあり方の検討について</b></p> <p>建設工事に係る変更契約以外の変更契約における仕様の大幅な変更を検討する場合、変更契約によるか、別契約として起案すべきかどうかを明確に区別するための客観的な基準はないため、当初設計における競争性の担保等の観点から、一定の重要な変更割合となる契約については、原契約と分離することが著しく困難であり、かつ合理性を欠くことが明白である場合を除き、新しい契約によることが相当であるとする等の客観的な基準を設けることが望ましい。</p>	<p>(会計管理局)</p> <p>建設工事の契約については、一定割合以上の金額の増減などにより変更契約を行える基準を定めているが、内容が千差万別である委託契約全般については、変更事由が発生した場合に、新たな契約を結ぶべきか、仕様変更によるべきかという客観的な基準を一律に設けることは困難である。</p> <p>しかし、具体的な事例を示すことなどにより、判断の基準の目安のようなものが示せないかなど、今後、国や他県の状況も参考に、平成28年3月末までに検討を行っていく。</p> <p><b>【検討中】</b></p>	<p>報告書 66ページ</p>
第5. 再委託の状況	<p><b>【意見 全般－７】</b>  <b>再委託手続のあり方の検討について</b></p> <p>現状では再委託の協議が必ずしも徹底されておらず、協議により認められる再委託とは何かという質・量・額等の明確な基準が設定されていないことから、契約担当者及び委託</p>	<p>(会計管理局)</p> <p>今回の指摘を受けて、再委託の申請や承認の方法は事前に書面等によるものとし、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。</p> <p>なお、再委託の承認基準について</p>	<p>報告書 68ページ</p>

	先の再委託の可否の判断を、合理的かつ客観的に行うために必要な再委託の実効性を担保する仕組みに係る基準や指針を、事前に明文化するなどの整備を行うことが望ましい。	は、今後、国や他県の状況を参考にするなど、平成28年3月末までに検討を行っていく。 【検討中】	
第6. 庁舎等管理における委託契約状況	<b>【意見 全般－8】</b> <b>庁舎等の管理業務状況の総体的把握と指導性の発揮について</b> 庁舎等の施設管理について、個々の維持管理業務などの委託契約形態がどうであるかといった現況の総体的な把握が不足しているため、今後は、契約形態や委託仕様、技術的基準等の関係部署が連携して総体的な情報把握を行うとともに、個々の管理業務の契約等のあり方等について各庁舎等管理者に対する指導性を発揮することが望ましい。	(会計管理局) 今回の指摘を受け、地方総合庁舎、地方機関庁舎を対象に、庁舎管理委託契約の予定価格の積算方法、委託内容、仕様書等の実態調査を行い、調査結果を取りまとめた。 調査結果を踏まえて、地方総合庁舎、地方機関庁舎(大規模施設、小規模施設、研究施設)ごとに関係課(予算主務課、庁舎管理担当所属)と協議を重ね、仕様書の標準化を行い、委託契約の集約化を実施することとした。 【対応済】	報告書 75ページ
	<b>【意見 全般－9】</b> <b>単年度契約から長期継続契約への移行について</b> 庁舎等管理に係る委託契約については、「大分県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する内容に該当することから、長期継続契約に移行した場合のメリットとデメリットを総合的に勘案した上で、特段の弊害がないものについては、業務の履行や事務の効率化に資するため、積極的に長期継続契約に移行することが望ましい。	(会計管理局) 今回の指摘を受け、地方総合庁舎、地方機関庁舎を対象に、庁舎管理を直営か委託での実施か、また、委託で実施している場合は、委託契約期間についての調査を行い、結果を取りまとめた。 調査結果を踏まえて、長期継続契約が可能な委託のうち、単年度契約を締結している関係課(予算主務課、庁舎管理担当所属)と長期継続契約への移行について協議を行い、必要に応じて長期継続契約に移行するように指導した。 また、直営で行っている場合には、民間委託等の経済比較を行い、関係課(予算主務課、庁舎管理所属)と協議して、効果が認められるものがあれば、委託に移行するように指導した。 【対応済】	報告書 75ページ
第7. 土木設計等の委託業務に関する成績評価通知制度	<b>【意見 全般－10】</b> <b>設計等委託業務成績評価制度の運用のあり方について</b> 大分県土木設計等委託業務成績評価要領に基づく評価制度が、民間の技術力や競争力を培い、県の求める業務品質の改善をもたらすよう、より経済的意義が大きく、客観性と実効性のある制度運用となるように必要な制度運用面の手当を検討されたい。	(土木建築部) 運用面において、国、他県の活用状況を確認しながら、受注者の技術向上、成果品の品質確保の観点から今後検討をしていく。 【検討中】	報告書 78ページ
2. 個別の選定委託契約に関すること			
(1) 総務部			
知事公舎土流防止植栽業務委託契約	<b>【結果 1－1】</b> <b>支出負担行為決議書の決裁日について</b> 支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。	(総務部) 当該支出負担行為決議書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、事業担当及び経理担当でチェックを行うなど再発防止を徹	報告書 80ページ

		<p>底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】</p>	
旧大分県立三重病院自家用電気工作物保安管理業務委託契約	<p>【結果 1-2】 契約保証金に関する事項の契約書への明記について 委託契約書に契約保証金に関する事項が記載されていないため、契約事務規則の規定に照らして不適切である。</p>	<p>(総務部・会計管理局) 指摘のあった業務については、平成27年度から契約書に契約保証金に関する事項を盛り込み契約締結した。 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	報告書 82ページ
	<p>【意見 1-1】 契約書文言の明記について 委託契約書に、再委託の禁止の文言が記載されていないため、明記されることが望ましい。</p>	<p>(総務部・会計管理局) 平成27年度から契約書に再委託の禁止に関する事項を盛り込み契約締結した。 また、全庁的な対応としては、再発防止を図るため、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。 【対応済】</p>	報告書 82ページ
県報PDFファイル作成委託契約	<p>【結果 1-3】 検査調書の作成について 当該委託は県報PDFファイルという目的物の引渡しが行われるものであり、毎月の支出ごとに百万円以上となる場合は、検査調書を作成する必要があると解されるが、作成されていない場合が見受けられた。</p>	<p>(総務部・会計管理局) 指摘後、当該月の支出が百万円を超える場合は、検査調書を作成している(平成26年度においても、対象となる場合は作成済みである。) 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	報告書 83ページ
	<p>【結果 1-4】 検査調書の省略手続について 検査調書の省略を行う場合は、納品書に所定の記載を行うべきところ、請求書に記載されているため適切ではない。</p>	<p>(総務部・会計管理局) 指摘後、検査調書の省略については、納品書に所定の記載を行うこととした。平成26年度においても、納品書に所定の記載を行っている。 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適</p>	報告書 84ページ

		切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	
	<p>【意見 1-2】 実施伺の起票について</p> <p>事業実施伺（起案書）は、毎年の委託事業の実施のための起案に当たって、年度ごとに文書で明示的に当該委託事業を必要とする開始根拠を明確化して運用する必要があると考えられるため、当該起案書は事業の開始に当たって起票することが必要である。</p>	<p>（総務部・会計管理局） 委託事業の実施にあたって実施伺を起票することとした。また、既に「委託契約事務必携」に記載があることから、同主旨について研修等で徹底を図る。 【対応済】</p>	報告書 84ページ
	<p>【意見 1-3】 簿冊の編綴方法について</p> <p>一件簿冊とは別に支出命令書の簿冊を作成しているが、一件簿冊に納品書を編綴するかどうかの取扱いが年度ごとで変わっている。簿冊の編綴方法の一貫性の観点から、支出負担行為決議書兼支出命令書とその添付書類を含めて、同一の簿冊に編綴することが望ましい。</p>	<p>（総務部） 同一の支出関係書類については、同一の簿冊に編綴するよう、所属において徹底した。 【対応済】</p>	報告書 84ページ
独身・単身者住宅管理業務委託契約	<p>【意見 1-4】 概算払における委託費精算時の検査の充実等について</p> <p>概算払を行っている委託先との委託費精算時においては、精算額の妥当性を十分に検討し、その検討結果を書面により適切に保管する必要がある。</p>	<p>（総務部・会計管理局） 精算額の妥当性を十分に検討するため、実績報告の際の既存の収支精算書に加え、新たに、収支科目ごとの月別収支内訳表、出納記録簿及び通帳の写しの提出を義務づけ、より細かな精査を行った上、保管することとした。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】</p>	報告書 85ページ
25参院選啓発用テレビ広報業務委託契約	<p>【意見 1-5】 審査委員の審査表の記載方法について</p> <p>審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。</p>	<p>（総務部） 審査結果の書換えができないよう、最終結果はボールペン等修正ができない筆記具で記載することを審査委員に徹底した。 【対応済】</p>	報告書 87ページ
	<p>【意見 1-6】 履行確認について</p> <p>履行確認は、書類上だけでなく、実際に委託した内容どおりにCMが放送されたのかどうかまで確認し、確認結果を文書として作成・保存することが望ましい。</p>	<p>（総務部・会計管理局） 平成26年度衆議院議員総選挙臨時啓発より下記の履行確認を追加で実施した。 ①テレビ・ラジオCM…実際の放送を録画・録音し記録媒体で保管。 ②映画CM…放映期間に職員が映画館に出向き、確認。 ③インターネットCM…啓発ページを印刷し、保管。 また、全庁的な対応としては、研修などにおいて、不適切な事務事例等として具体的に示すなど注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】</p>	報告書 87ページ
総務事務システム改修委託契約	<p>【結果 1-5】 システム改修内容の事前レビューについて</p> <p>システム改修が決定してから改修期限までに時間がなかったため、改</p>	<p>（総務部） 今後システムを改修する場合には、改修期限までに時間がない場合でも、確実に「情報システム構築部会」による審査を受けることとする。</p>	報告書 88ページ

	修内容について「情報システム構築部会」による審査を受けていない。	【対応済】	
	【意見 1-7】 システム改修業務の単価について システム開発に係る単価については、例えば、上級SE、初級SE、プログラマなど作業担当者求められる能力に応じ細分化して定めることが望まれる。	(総務部) システム開発に係る基準単価については、平成28年度予算編成から、作業担当者に求められる能力に応じ、細分化して定めた。 【対応済】	報告書 89ページ
	【意見 1-8】 契約金額の妥当性の明確化について 随意契約でシステム改修を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。	(総務部・会計管理局) 契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 89ページ
国東総合庁舎機械警備業務委託契約	【意見 1-9】 予定価格の積算方法について 予定価格の積算方法のうち、直接労務費の積算方法に問題があり、契約設計積算については実態に即した計算方法に見直しを行うことが必要である。	(総務部・会計管理局) 直接労務費の積算において、技術員補(出勤・駐在)の業務実態に応じた数量の見直しを行い、次回契約時(平成29年度)からはより実態に即した計算方法にて予定価格の積算を行うこととする。 また、全庁的な対応としては、庁舎管理マニュアルを改定し、設計額の積算方法を実態に即した計算方法に見直しを行い、周知した。 【対応済】	報告書 90ページ
	【意見 1-10】 機械警備の長期継続契約について 庁舎の機械警備に係る保守は、長期継続契約期間の上限が3年と定められているが、規定上の最長期間である5年を基礎として契約する方が好ましいと言えるため、契約事務規則の改定を検討することが望ましい。	(会計管理局) 庁舎その他の施設の管理業務を委託する契約には、機械警備のほかに清掃、電気、通信、冷暖房、昇降機、給排水、空調、浄化槽等の様々な保守管理委託契約があり、総合的に判断して契約期間を、原則として3年間と定めている。 正当な理由があれば契約期間の延長も可能であることから、現行の総合的に判断された原則期間の改定は行わず、今後状況等の変化があれば、検討することとする。 【対応済】	報告書 91ページ
25ストマネ東部施設機能診断(調査)委託契約	【意見 1-11】 指名競争入札の指名業者の選定方法について 東部振興局の現状の指名競争入札の指名業者の選定方法は、年間を通して所定の条件を満たす指名対象候補リストを使用しており、かつその選定方法が自動的な名簿順ローテーションによっている。今回の監査過程で、他の発注者でも、同様の方法で選定していると思われる事例が散見されたが、機械的に選定することで、発注機関の恣意性が排される一方、登載されている特定の業者の前	(総務部) 指名業者の選定に当たっては、今回の指摘を踏まえ、委託内容及び指名業者の実績も十分考慮した上で、選定傾向が固定化しないようにする。 【対応済】	報告書 92ページ



	後の業者が同時に選定される可能性が高く、指名業者の顔ぶれや関係が固定化しやすい可能性があるため、指名業者の選定方法を更に工夫することが望ましい。		
24経通基幹奈狩江3工区用地測量委託契約	<p>【意見 1-12】 再委託の有無の確認について</p> <p>再委託の有無についての確認が十分に行われておらず、委託先に対して、再委託に関して契約時点における口頭での確認と事後的な有無の確認を確実にを行う必要がある。</p>	<p>(総務部・会計管理局)</p> <p>契約の際、契約事務担当から契約約款第7条(一括再委託等の禁止)について説明をするとともに、調査職員からも再委託の有無の確認を再度徹底する。</p> <p>また、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 94ページ
25障害宇佐水車井路頭首工測量設計委託契約	<p>【結果 1-6】 支出負担行為決議書の決裁日について</p> <p>支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。</p>	<p>(総務部)</p> <p>当該支出負担行為決議書については、決裁日を確認し、記入した。</p> <p>担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、事業担当及び経理担当でチェックを行うなど再発防止を徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 95ページ
25豊局農振第4号県営林素材生産事業委託契約(搬出間伐)	<p>【結果 1-7】 支出負担行為決議書の決裁日について</p> <p>支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。</p>	<p>(総務部)</p> <p>当該支出負担行為決議書については、決裁日を確認し、記入した。</p> <p>担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、事業担当及び経理担当でチェックを行うなど再発防止を徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 96ページ
	<p>【意見 1-13】 予定価格公表対象判断の適否について</p> <p>当該契約は、工事に係る委託として内部的に整理しているが、執行通知書どおり、予定価格は公表していない。工事に係る委託として整理しているのに予定価格を公表しないのは論理的に矛盾があるため、工事に関する委託の定義に合致するかどうかを再度確認した上で、必要な整理と対応を検討されたい。</p>	<p>(農林水産部)</p> <p>委託業務に係る予定価格の事前公表については、平成17年3月31日付け土企第2307号「建設コンサルタント業務等に係る予定価格の事前公表について」により対象業務が定義づけられている。</p> <p>当該県営林素材生産事業委託は、本通知による予定価格の事前公表の対象業務に該当しないにもかかわらず、調書を工事に関する委託と誤って記載したものである。</p> <p>今後は、本通知に沿って、適切に対応する。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 97ページ
	<p>【意見 1-14】 入札書の記載文言の統一化について</p> <p>入札書に記載されている誓約文が入札者によって異なっているため、入札書のフォームの統一的な運用を</p>	<p>(農林水産部・会計管理局)</p> <p>入札執行通知と合わせ入札書の様式を相手方に送付し、誤った入札書を使用することがないように措置を行った。</p>	報告書 97ページ

	<p>図る必要がある。</p>	<p>担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【意見 1-15】 契約変更事務の効率的な進め方について</p> <p>当初の契約始期の段階での事務の進め方いかんで、後に変更契約を行うことを回避できる可能性があるため、効率的に事業と事務の実施を行えるような業務の進め方を再確認する必要がある。</p>	<p>(農林水産部)</p> <p>同様の事案が生じないように、委託先と定期的に協議し、進捗管理を行っている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 97ページ</p>
	<p>【意見 1-16】 再委託の有無の確認について</p> <p>再委託の有無についての確認が十分に行われておらず、委託先に対して、再委託に関して少なくとも契約時点における口頭での確認と事後的な有無の確認を確実にを行う必要がある。</p>	<p>(農林水産部・会計管理局)</p> <p>契約の際、契約事務担当から契約約款第7条（一括再委託等の禁止）について説明をするとともに、調査職員からも再委託の有無の確認を再度徹底する。</p> <p>また、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 98ページ</p>
<p>24線中山間両院 2期有徳原パイ プライン測量委 託契約</p>	<p>【結果 1-8】 伺書における決裁日の未記入について</p> <p>委託起工伺書（変更伺を含む）に決裁日の記入がなされていなかった。契約前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に示す上でも、決裁日を記載する必要があると考える。</p>	<p>(総務部)</p> <p>当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。</p> <p>担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 99ページ</p>
<p>24線中山間両院 2期有徳原パイ プライン設計委 託契約</p>	<p>【結果 1-9】 伺書における決裁日の未記入について</p> <p>委託起工伺書（変更伺も含む）に決裁日の記入がなされていなかった。契約前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に示す上でも、決裁日を記載する必要があると考える。</p>	<p>(総務部)</p> <p>当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。</p> <p>担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 100ページ</p>
<p>(2) 企画振興部</p>			
<p>旅券申請受付、 作成及び交付等 業務委託契約</p>	<p>【意見 2-1】 予定価格の設定について</p> <p>合理的な根拠に基づく数値を用い</p>	<p>(企画振興部・会計管理局)</p> <p>委託金額の積算については、単に前年度どおりとせず、直近の実績を</p>	<p>報告書 102ページ</p>

	て、毎期、予定価格の見直し・積算を行う必要がある。	参照する等により適切な金額とするよう所属において徹底した。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	
25めじろん放送局運営管理委託契約	【意見 2-2】 履行確認について 履行確認時において、書面によらず口頭による確認などを行った場合においては、実施した確認事項や適正と判断した過程など確認結果を文書として作成・保存し事後にプロセスが確認できるようにすることが望ましい。	(企画振興部・会計管理局) 平成26年度の履行確認の際、書面確認に加え、当課担当者が受託者に口頭による確認を行ったことから、確認事項や適正と判断した過程などの確認結果を文書として作成し、課長に報告した。この確認結果については、事後にそのプロセスが確認できるよう、関係書類とともに保存している。 今後も、口頭による確認を行った場合は、同様に対応することとする。 また、全庁的な対応としては、研修などにおいて、不適切な事務事例等として具体的に示すなど注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 103ページ
県政広報テレビ番組制作放送委託契約	【意見 2-3】 委託料の妥当性の検討について 業務の内容を把握し、どの業務にいくらかかったか検討を行うべきである。また、委託料について過年度比較等を実施して適切な水準か確認することが必要と考える。	(企画振興部・会計管理局) 平成27年度の契約に際し、見積書の内訳の提出を求め、制作費等の積算内容を確認した。今後毎年度の契約時に同様の確認を行い、過年度比較等を実施していきたい。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 104ページ
おおいた安心県政情報番組制作放送業務委託契約	【意見 2-4】 委託料の妥当性の検討について 業務の内容を把握し、どの業務にいくらかかったか検討を行うべきである。また、委託料について過年度比較等を実施して適切な水準か確認することが必要と考える。	(企画振興部・会計管理局) 平成27年度の契約に際し、見積書の内訳の提出を求め、制作費等の積算内容を確認した。今後毎年度の契約時に同様の確認を行い、過年度比較等を実施していきたい。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 106ページ
OASISひろば21管理委託契約	【意見 2-5】 委託料の支払時期について 履行確認手続完了前に委託料のすべてを概算払により支払うことは、履行担保の観点から望ましいものではないため、少なくとも一部は履行確認手続完了後に支払うことが望ましい。	(企画振興部) 委託料は会計規則で概算払いできる経費として定められていることから、相手方の資金繰りにも配慮し、概算払いによる支払いとしているところである。 現状では、委託先から毎月事業報告書等を徴し、委託内容の履行状況を確認している。また、全額を一括支払いするのではなく、四半期毎の支払いとしており、毎回の支払いは必要な経費を適切に見込んだものとなっているため、適正な履行を担保している。 【対応困難】	報告書 107ページ
国東半島アートプロジェクト2013事業委託契約	【意見 2-6】 起案書に関する規定化について 起案書に関する規定を整備し、運	(総務部・会計管理局) 委託を行う際の実施伺いについて、位置づけ等を平成28年3月末ま	報告書 109ページ

約	用していくことが望ましい。	でに検討する。 また、平成28年4月1日施行を目処に、事務決裁規程を改正し、実施伺いの決裁区分について定める。 【検討中】	
	【意見 2-7】 <b>支出負担行為決議書の決裁者について</b> 変更契約をひとつの契約とみなし、変更契約額を基準に支出負担行為決議書の決裁者を決定しているが、変更契約を含めた契約額全体を基準に支出負担行為決議書の決裁者を決定することが望ましい。	(総務部) 平成28年4月1日施行を目処に、変更契約を含めた契約額全体を基準に支出負担行為決議の決裁者を決定する取扱いに事務決裁規程を改正する。 【検討中】	報告書 109ページ
大分銀行ドームを活用したがん検診受診率向上啓発事業委託契約	【意見 2-8】 <b>がん検診受診率向上に関する広報啓発の方法について</b> がん検診受診率向上に関する広報啓発に際し、他の広報の方法についても検討を行うことが望ましい。	(企画振興部) 今後、同様の事業を実施する場合は、他の広報手段についても検討する。 【対応済】	報告書 111ページ
大分銀行ドームを活用した自殺予防広報啓発事業委託契約	【結果 2-1】 <b>支払期日の遵守について</b> 契約書に記載されている支払期日が遵守されておらず、契約違反の状態となっている。	(企画振興部・会計管理局) 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 112ページ
	【意見 2-9】 <b>自殺予防に関する広報啓発の方法について</b> 自殺予防に関する広報啓発に際し、他の広報の方法についても検討を行うことが望ましい。	(企画振興部) 今後、同様の事業を実施する場合は、他の広報手段についても検討する。 【対応済】	報告書 112ページ
緊急雇用アート活用ブランド創出事業委託契約	【意見 2-10】 <b>契約金額の変更について</b> 契約金額の変更は、理由・内容等を明確に記載し、理由の合理性や内容の妥当性を十分に検討した証跡を残す形で決裁することが望ましい。また、同様の事業を展開する上でも、当初計画と実績の比較等の分析は有効であり、適切に文書化することが望まれる。	(企画振興部・会計管理局) 契約金額の変更にあたっては、妥当性の検討や必要書類の添付を所属において徹底するとともに、契約金額の変更する際のポイント等について、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 114ページ
大分県立総合文化センター及び県立美術館管理委託契約	【意見 2-11】 <b>財務実績報告の方法について</b> 決算の実績報告に際しては、指定管理に係る事業だけではなく、その他の事業も含めた全体の事業別収支報告書の提出について協力を受けることにより、財務報告数値の透明性を高めることが望ましい。	(企画振興部) 決算の実績報告については、正味財産増減計算書等全体の収支について報告書は提出されている。また、ホームページ等でも公表している。 【対応済】	報告書 117ページ
緊急雇用しいきアルゲリッチハウス開館準備事	【結果 2-2】 <b>消費税率の適用誤りについて</b> 平成25年度分の委託料確定額の事	(企画振興部・会計管理局) 消費税率を8%に適用した金額との差額(15,679円)について、平成	報告書 118ページ

業委託契約	<p>務手続において消費税率5%を適用しているが、適用すべき消費税率は8%が正当であった。</p>	<p>26年度において精算手続を行った。      担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。      また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。  <b>【対応済】</b></p>	
	<p><b>【結果 2-3】</b>  <b>委託契約書に貼付された印紙税額の誤りについて</b>      緊急雇用に係る委託契約書に貼付すべき印紙税額が過大であった。</p>	<p>(企画振興部・会計管理局)      収入印紙を貼付した(公財)アルゲリッチ芸術振興財団において、別府税務署に過誤納申請を行い、還付を受けた。      担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。      また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 119ページ
国内圏域別誘客促進事業委託契約	<p><b>【意見 2-12】</b>  <b>起案書の適切な承認について</b>      契約書(案)として起案書の承認が行われていたが、審査・指導室のチェックにおいて契約内容の誤りを指摘され、契約書を手書きで修正されていた。起案書の承認時に誤りを発見すべきであり、起案書の内容について上席者は適切なチェックを行うことが望まれる。</p>	<p>(企画振興部・会計管理局)      担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。      また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 121ページ
	<p><b>【意見 2-13】</b>  <b>起案書の適切な承認について</b>      審査・指導室は契約書のチェック機能という役割を果たすだけでなく、室内で蓄積したノウハウを担当課へ提供することで、担当課が自ら誤りを発見できるような取組をすることが望まれる。</p>	<p>(会計管理局)      職員向けのイントラネットにおいて、各種マニュアルとして契約書作成方法や審査事務チェックポイントなどの情報提供を行っている。      今回の指摘を踏まえて、情報提供の利便性の向上のため、職員向けイントラネットの分かりやすい場所に展開し、活用の拡大を図った。      また、各種研修会等においても情報提供の周知を図り、担当課の事務の効率化や業務品質を向上させていくこととする。      今後も、各種マニュアル等の見直しを適宜行うとともに、情報提供を行うことにより、全庁的に共有化を進めていく。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 121ページ
緊急雇用おんせ	<p><b>【結果 2-4】</b></p>	<p>(総務部・企画振興部・会計管理局)</p>	

<p>ん県パワーアップ事業委託契約</p>	<p><b>起案書について</b> 委託業務の変更同時の起案書において、決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。</p>	<p>当該起案書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】</p>	<p>報告書 122ページ</p>
	<p><b>【意見 2-14】</b> <b>契約前における委託内容の見積りからの変更について</b> 契約前に金額等の変更があった場合は、契約書とともに契約書と合致した見積・積算書を編綴することが望ましい。</p>	<p>(企画振興部・会計管理局) 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書 123ページ</p>
	<p><b>【意見 2-15】</b> <b>契約金額の変更について</b> 契約金額の変更は、理由・内容等を明確に記載し、理由の合理性や内容の妥当性を十分に検討した上で決裁することが望ましい。また、同様の事業を展開する上でも、当初計画と実績の比較等の分析は有効であり、適切に文書化することが望まれる。</p>	<p>(企画振興部・会計管理局) 契約金額の変更にあたっては、妥当性の検討や必要書類の添付を所属において徹底するとともに、契約金額の変更する際のポイント等について、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書 123ページ</p>
(3) 福祉保健部			
<p>大分県社会福祉介護研修センター管理業務委託契約</p>	<p><b>【意見 3-1】</b> <b>再委託先の契約状況等の把握と適切な管理について</b> 少なくとも年に1回は再委託実施の協議を徹底し、その際に、再委託先の選定方法や履行を担保する方法を確認するとともに、ときには一次委託先の現地調査を行う等し、再委託先の管理状況を直接レビューすることが望ましい。</p>	<p>(福祉保健部) 施設管理等に伴う再委託については、社会福祉介護研修センターにて委託額の決定手続を確認済み（H27.1.20）であり、以後、現地調査の際、委託額の決定手続及び再委託業務の管理状況について確認している。 【対応済】</p>	<p>報告書 126ページ</p>
	<p><b>【意見 3-2】</b> <b>事業評価のための目標指標設定のあり方について</b> 平成23年から事業評価のための目標指標を利用者数から利用者満足度に変更しているが、これら量と質の両面により目標指標評価される方が望ましい。</p>	<p>(福祉保健部) 目標指標の設定については、社会福祉介護研修センターの機能向上を図るため、次期指定管理期間（平成28年度～32年度）から、研修会参加者の研修内容に対する利用者満足度及び社会福祉介護研修センターを利用する者の数を目標指標に設定した。 【対応済】</p>	<p>報告書 126ページ</p>
<p>おおいた地域医療支援システム構築事業委託契約</p>	<p><b>【結果 3-1】</b> <b>委託契約書の記載文言と請求払の方法の関係について</b> 契約書に具体的な支払時期と支払金額が記載されていない中、委託料</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局) 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による</p>	<p>報告書127ページ</p>

<p>の支払について、別途県が作成した「委託料支払計画」に合わせて支払われていることは、相手方との合意に基づく請求・支払となっておらず問題である。</p>	<p>複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	
<p>【結果 3-2】 <b>委託料の積算方法について</b> 委託料の積算方法は3か年を通じた算定期間による考え方によっているため、平成23年度から平成25年度の間は同額となっているが、県の事業となって平成25年度で6年目であり、積算方法は直近の実績とその年度の仕様に基づいて毎年積上げにより算定することが必要である。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局) 予定価格の積算方法については、直近の実績や当該年度の仕様に基づき、毎年度算定することとした。 また、全庁的な対応としては、不適切な事務事例等として示すなど注意喚起し、再発防止を図る。 【対応済】</p>	<p>報告書 128ページ</p>
<p>【結果 3-3】 <b>委託料の積算方法について</b> 委託料の積算方法のうち、研究費が小児科と産婦人科の双方でいずれも平均的に発生する計算方法になっている。また、積算総額に対する掛け目を使用して予定価格を算定していることから、積算方法は客観性と合理性に欠けるといえ、年度の業務仕様に基づいて毎年積上げにより算定することが必要である。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局) 委託料のうち研究費の積算方法については、当該年度の業務仕様に基づき毎年度算定するとともに積算の一部で使用していた掛け目を使用せず、予定価格を算定することとした。 また、全庁的な対応としては、不適切な事務事例等として示すなど注意喚起し、再発防止を図る。 【対応済】</p>	<p>報告書 128ページ</p>
<p>【結果 3-4】 <b>実施変更計画書の記載内容について</b> 実施変更計画書の提出が必要である場合、その変更内容が具体的で、かつ客観性・合理性に問題がないか、また変更内容の記載が網羅されているかどうかを厳密にチェックし、その変更計画の承認を行うことが必要である。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局) 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書 129ページ</p>
<p>【意見 3-3】 <b>調査報告書の内容の応用展開について</b> 委託事業の有効性を高めるため、小児科・産科の地域医療としての医師派遣という一義的な役割のみならず、委託の成果物としての調査報告の活用度を高めるため、国や市町村との情報共有や連携協議といったフィードバックとともに、調査報告内容を有効なナレッジマネジメントのツールとして応用展開していくことが望まれる。</p>	<p>(福祉保健部) これまで実施してきた県庁ホームページでの調査報告書の公開に加え、市報へ掲載するなどの活用を行っている。なお、受託者である大分大学が市民公開講座において調査報告の内容をわかりやすく紹介するなど、展開も図られている。 【対応済】</p>	<p>報告書 129ページ</p>
<p>【意見 3-4】 <b>契約書における再委託の禁止の文言記載について</b> 委託契約書に、再委託の禁止の文言が記載されていないため、明記されることが望ましい。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局) 平成27年度から契約書に再委託の禁止に関する事項を盛り込み契約締結した。 また、全庁的な対応としては、再発防止を図るため、委託に係るマニ</p>	<p>報告書 130ページ</p>

		<p>ユアルにも明記するとともに、研修等で周知する。 【対応済】</p>	
<p>歯科在宅当番医 制事業運営委託 契約</p>	<p>【意見 3-5】 委託契約書の文言と請求書の様式について 委託契約書第5条の規定における請求書（第1号様式）は精算払を指しているが、実際の第1号様式は「概算払請求書」となっており、矛盾がある。</p>	<p>（福祉保健部・会計管理局） 平成26年度から、第1号様式の名称を「請求書」とし、契約書と矛盾がないように改めた。 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書132ページ</p>
	<p>【意見 3-6】 委託する事業の目的の記載について 「地域住民に対する歯科の救急医療知識の普及啓発」という委託事業目的については、現に事業を行っているものとはいえ、実際に、委託料の積算においても当該項目は考慮されていない等、一定の役割を終えていると考えられるため、委託する事業目的から削除することが必要である。</p>	<p>（福祉保健部） 指摘を踏まえ、「地域住民に対する歯科の救急医療知識の普及啓発」については、平成27年度より事業の主たる目的から削除した。 【対応済】</p>	<p>報告書132ページ</p>
	<p>【意見 3-7】 予定価格の積算方法について 予定価格の積算方法のうち、一部の計算方法で合理性に欠ける点が見受けられるため、積算基準を見直すことが必要である。</p>	<p>（福祉保健部・会計管理局） 5年毎に積算根拠となる単価の見直しを行い、直近5か年の平均値を用いることで、適切な単価設定を行うこととした。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書132ページ</p>
	<p>【意見 3-8】 全額概算払時の確認調書について 委託業務履行完了前に全額の概算払を行う場合に確認調書の提出が必要とされているが、現状では確認調書に併せて提出すべき説明資料等の文書添付要件がないため、業務完了時点において業務履行が確実に完了する根拠を説明する文書を添付するように改善することが望まれる。</p>	<p>（福祉保健部・会計管理局） 確認書に併せて進捗見込状況調書を添付し、業務の履行状況の確認に努めることとした。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書133ページ</p>
<p>急性心筋梗塞医 療調査研究事業 委託契約</p>	<p>【結果 3-5】 契約書の様式について 再委託を行う場合に、委託先と県との間で事前協議・承諾が必要となる契約であるにもかかわらず、契約書に記載がなかった。</p>	<p>（福祉保健部・会計管理局） 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。</p>	<p>報告書134ページ</p>



		【対応済】	
	<p>【意見 3-9】 再委託先の契約状況等の把握と適切な管理について</p> <p>再委託実施の協議を徹底し、その際に再委託先の選定方法や履行を担保する方法を確認するとともに、ときには一次委託先の実地調査を行うなど、再委託先の管理状況を直接レビューすることが望ましい。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局)</p> <p>今後所管課において再委託を認める場合には、再委託先の管理状況の確認を徹底する。</p> <p>また、全庁的な対応としては、再委託先との契約の確認手続について、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 135ページ</p>
地域医療教育・研修推進事業委託契約	<p>【意見 3-10】 支出金額の妥当性について</p> <p>実施報告書添付の収支明細の金額の妥当性について検討を行うべきである。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局)</p> <p>実績報告書等の支出根拠資料については、必要な書類の提出を依頼し、妥当性の確認を所属において徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 137ページ</p>
大分県ナースセンター事業委託契約	<p>【意見 3-11】 見積書等を徴取しない理由等の記載について</p> <p>精算を伴う委託契約で見積書等を徴取しない場合には、その理由等について事業実施伺に明確に記載して決裁を受けるべきである。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局)</p> <p>精算を伴う委託契約で見積書等を徴取しないことは、例外的な対応のため、その理由等について、事業実施伺に明確に記載し、決裁を受けるよう徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 138ページ</p>
	<p>【意見 3-12】 収支精算書の検討について</p> <p>概算払を行っている委託先との委託費精算時においては、予定価格及び精算見込額の妥当性を十分に検討し、その結果を検討調書として適切に保管する必要がある。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局)</p> <p>概算払を行う際は、適切な支払金額となるよう必要書類の要求、精査を行うことを徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 139ページ</p>
明るい長寿社会づくり推進事業委託契約	<p>【意見 3-13】 積算書について</p> <p>毎期、実績を分析し、翌期の積算に反映することが望まれる。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局)</p> <p>平成25年度実績報告分から、支出についての根拠資料等の提出を求めるとし、平成27年度の契約については、細かな分析を行った上で積算し、契約を締結した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 141ページ</p>
	<p>【意見 3-14】 収支計算書について</p> <p>委託先の支出金額について正確に把握し、根拠資料を入手することが望ましい。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局)</p> <p>平成25年度実績報告分から、会計元帳等の支出についての根拠資料等の提出を求め、支出金額を正確に把握することとした。</p> <p>また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 141ページ</p>
地域介護実習・普及センター運営事業委託契約	<p>【意見 3-15】 委託事業費の実態把握について</p> <p>委託事業の精算書の内容を実態的に把握することが望ましい。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局)</p> <p>委託事業の精算に当たっては、支出についての根拠資料等の提出を求めるほか、ヒアリング等の実施によ</p>	<p>報告書 143ページ</p>

		り精算額を実態的に把握することとした。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	
児童養護施設退所者等相談支援事業（退所児童等アフターケア事業）委託契約	【結果 3-6】 実施変更契約書の手続について 事業経費の科目ごとに20%超の増減が発生する場合には、契約書第3条の規定に基づき実施変更計画書を作成し、県の承認を受ける必要があるが、当該手続が行われていない。	（福祉保健部・会計管理局） 平成26年度の事業においては、受託法人に変更計画書の提出を求め、承認した。 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 144ページ
	【意見 3-16】 契約書における再委託の禁止の文言記載について 委託契約書に、再委託の禁止の文言が記載されていないため、明記されることが望ましい。	（福祉保健部・会計管理局） 平成27年度から契約書に再委託の禁止に関する事項を盛り込み契約締結した。 また、全庁的な対応としては、再発防止を図るため、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。 【対応済】	報告書 145ページ
児童家庭支援センター運営事業委託契約	【結果 3-7】 文書の正確な記載について 実施伺上の業者名と異なる業者と契約を行っている。	（福祉保健部・会計管理局） 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 146ページ
	【意見 3-17】 委託料の妥当性の検討について 委託業者に対して、収支精算書への正確な記載を促し、業務に係る収支実態を適切に把握することが望まれる。	（福祉保健部・会計管理局） 平成26年度委託契約における収支精算書の作成に当たっては、実態を正確に反映した収支状況を記載させた。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 146ページ
母子家庭等就業・自立支援センター事業委託契約	【意見 3-18】 収支精算書提出時の収支明細書の添付について 委託料収支精算書（第5号様式）に、収支明細書が添付されていないため、精算書の記載内容の真実性と明瞭性の担保のために、収支内訳明細書の添付を求めることが望まし	（福祉保健部・会計管理局） 平成26年度実績報告から、委託料収支精算書の添付書類として、収支内訳明細書を添付させた。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 147ページ

	い。		
	<p>【意見 3-19】  <b>戦略的な目標指標の設定について</b>  事業効果を高めていくために、県が戦略的な目標数値を設定し、更なる努力により当センターの認知度を高めるとともに制度の啓発を効果的に行うことで、質的・量的な事業の有効性を高めていくためのマネジメントサイクルの取組を継続的に実施することが望ましい。</p>	<p>(福祉保健部)  平成26年度に策定した「ひとり親家庭等自立促進計画第3次計画」において、センターにおける実績を新たに目標数値として設定した。併せて、センターの広報にも努めることとするなど、県が主体となったマネジメントに取り組むこととする。  【対応済】</p>	<p>報告書  148ページ</p>
	<p>【意見 3-20】  <b>次期の指定管理範囲の検討について</b>  委託先は母子福祉センター（平成26年10月に母子・父子福祉センターへ名称変更）の管理運営を行っているため、母子相談と就業支援をより一体的、効率的かつ有効に行うため、当センターの指定管理制度の中の一事業として統合することも一案であるため、メリットとデメリットを慎重に検討した上で指定管理範囲を検討することが望ましい。</p>	<p>(福祉保健部)  当該事業は、「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」等に基づき実施され、政策的要素が大きく、また、実施内容に新規事業が加えられるなど、毎年度、業務委託内容の見直しが行われるものであり、複数年の委託契約に適さないものである。このため、母子・父子福祉センターの指定管理（契約期間：平成28年度～32年度）に係る契約には含めず、従来どおり、年度毎の業務契約を締結することとした。  【対応済】</p>	<p>報告書  148ページ</p>
給食業務委託契約	<p>【結果 3-8】  <b>支出負担行為決議書兼支出命令書の出納員の審査印について</b>  支出負担行為決議書兼支出命令書に出納員の審査印が押印漏れとなっているものがある。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局)  担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。  【対応済】</p>	<p>報告書  150ページ</p>
	<p>【意見 3-21】  <b>設計金額の積算方法について</b>  設計積算金額の算定に当たっては、直近の実績を斟酌した算定方法により実施する必要がある。</p>	<p>(福祉保健部・会計管理局)  委託金額の積算については、単に前年度どおりとせず、直近の実績を参照する等により適切な金額とするよう所属において徹底した。また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。  【対応済】</p>	<p>報告書  150ページ</p>
	<p>【意見 3-22】  <b>内容の異なる支出負担行為決議書の記載方法の区別について</b>  給食業務委託分と食材費分のいずれの支出負担行為兼支出命令書も同様の記載方法によっているため、文書上の内容の峻別がつきにくい。客観的に明瞭かつ容易に峻別できるよう記載を改めることが望ましい。</p>	<p>(福祉保健部)  「給食業務委託〇月分」と「給食業務委託〇月食材費分」と表記し、文書上の内容の峻別がつきように改善した。  【対応済】</p>	<p>報告書  150ページ</p>
	<p>【意見 3-23】  <b>照合確認の証跡について</b>  食材分については、食数と入所者の一致確認の証跡がない。日々の業務においては、食数増減連絡票を起</p>	<p>(福祉保健部)  行政側担当者が給食食数表と請求内容を照合した際に、請求書に「給食食数表と食数照合済み」のゴム印と担当者印を押印するよう改善し</p>	<p>報告書  150ページ</p>

	票して集計し、請求書の食数と合致しているかどうかをチェックしているが、日々の事実に基づく記録と、請求書記載の食数の一致確認を行ったことを明確にするため、照合のチェックの証跡を残すことが望ましい。	た。 【対応済】	
発達障がい者支援センター運営事業委託契約	【意見 3-24】 <b>実施計画書と実施報告書の関連性について</b> 現状は実施報告書における報告数値と実施計画書に記載された計画数値との関連性が必ずしもはっきりしないため、事業の有効性を高める計画と実績の対応関係となるような文書のあり方を検討することが望ましい。	(福祉保健部) 実施計画書と実施報告書の関連が明確となるよう、平成27年度委託契約において実施計画書の様式の変更を行った。 【対応済】	報告書 152ページ
第33回大分国際車いすマラソン大会開催事業委託契約	【結果 3-9】 <b>委託費の確定処理について</b> 委託費の金額の確定に当たっては、会計管理者等への事前合議が必要とされており、事業完了後速やかに精算することが求められている。しかし、当該契約においては事業完了後4箇月を経過しても合議先である会計管理者等の決裁が得られておらず、事務処理が遅延していた。	(福祉保健部・会計管理局) 該当事業については、意見を受け速やかに会計管理局に合議の決裁をとり、委託費の確定処理を完了した。担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 154ページ
(4) 生活環境部			
大分県内の地形・地質調査委託契約	【結果 4-1】 <b>徴取した見積書の編綴について</b> 積算の基礎とするために業者から参考見積を入手しているが、見積書の提出依頼文書のみが残っているのみで、見積書が簿冊に編綴されておらず不適切である。積算の根拠や基礎とした文書はもれなく編綴されたい。	(生活環境部) 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 【対応済】	報告書 155ページ
	【結果 4-2】 <b>積算基礎とした諸経費率の変更について</b> 当初契約の積算基礎とした諸経費率を変更契約段階で変更することは妥当とはいえない。	(生活環境部・会計管理局) 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 155ページ
	【結果 4-3】 <b>文書に記載された日付の修正について</b> 支出負担行為決議書(変更)起票の一連の事務の遅れによって、決裁	(総務部・生活環境部) 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において再発防止を徹底した。	報告書 156ページ

	<p>日・施行日の強制的な修正の証跡が行われているため適切とはいえず、変更契約事務の進め方など事務の改善が必要である。</p>	<p>また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】</p>	
	<p>【意見 4-1】 予定価格の決定方法について 予定価格決定に当たり、設計積算金額に掛け目を乗じて調整決定することは好ましくない。</p>	<p>(生活環境部・会計管理局) 予定価格の決定にあたっては、原則、設計積算額と予定価格を同額とするよう徹底した。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書 156ページ</p>
	<p>【意見 4-2】 前払金の請求根拠の徴取について 委託事業の遂行のために重要性が認められる前払金の請求に当たっては、その根拠となる合理性や真実性を挙証する文書を徴取することが望ましい。</p>	<p>(生活環境部) 前払金の請求にあたっては、その根拠を挙証する文書として「前払金が必要となる理由を記載した申出書」や当該物品の「請求書」などを徴取し、合理性や真実性について検討した上で前払金を支払うよう、徹底した。 【対応済】</p>	<p>報告書 156ページ</p>
	<p>【意見 4-3】 仕様と成果物の対応関係の明瞭化について 本件においては仕様に記載されている現地調査や平面図作成といったプロセスの可視化がなされていないため、仕様に対応するプロセスと成果との対応関係の把握と特定が困難であり、端的に言えば、県が仕様で求めた物が成果物として上がってきたのかが、にわかには判然としない状況であった。仕様と成果物の対応関係がより明瞭となるような業務範囲と成果物の業務完了要件を客観的かつ具体的に分かりやすく仕様設計書に整理した上で、十分な成果物の受領による業務完了を行う必要がある。</p>	<p>(生活環境部) 委託業務の仕様設計書について、業務内容と県が求める成果物の対応関係を客観的に理解できるような記載の仕方を心がけるとともに、提出された成果物が業務完了の要件を十分に満たしているかを適切に判断するよう徹底した。 【対応済】</p>	<p>報告書 157ページ</p>
<p>NPO総合支援体制強化事業委託契約</p>	<p>【意見 4-4】 運営アドバイザーの派遣業務について NPO法人による運営アドバイザーの利用度を増やすための広報等に力を入れるべきである。</p>	<p>(生活環境部) 運営アドバイザー派遣業務の知名度を高めるため、おおいたNPO情報バンク「おんぼ」での運営アドバイザーの紹介の掲載、各種講座でのチラシ配布やNPO法人設立認証の相談等の来所者に運営アドバイザー派遣業務の説明など、広報活動に力を入れた。 【対応済】</p>	<p>報告書 159ページ</p>
<p>25緊急雇用不法投棄監視活動委託契約</p>	<p>【結果 4-4】 個別の不法投棄結果の確実な集計報告について 日次の業務結果は件数等を月報や実績表に確実に集計報告するとともに、顛末記録等の整理・報告等も確実に行われるよう徹底する必要がある。</p>	<p>(生活環境部・会計管理局) 実績報告書等の支出根拠資料については、必要な書類の提出を依頼し、妥当性の確認や今後の契約に活かせるよう所属において業務管理を徹底した。 また、全庁的な対応としては、研修などにおいて、不適切な事務事例等として具体的に示すなど注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書 160ページ</p>
	<p>【結果 4-5】</p>	<p>(総務部・生活環境部)</p>	

	<p><b>文書に記載された数値の訂正方法について</b> 報告数値の訂正は、訂正者の押印に基づく見え消しを徹底されたい。</p>	<p>担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】</p>	<p>報告書 160ページ</p>
	<p><b>【結果 4-6】 文書査閲の押印について</b> 平成26年3月分実績表（月報）において、一般廃棄物班の班員や対策監の回議の査閲の押印が証跡として残されておらず不適切である。</p>	<p>（生活環境部） 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において各日誌（月報）については、担当者等が確実に閲覧して押印することを徹底した。 【対応済】</p>	<p>報告書 160ページ</p>
	<p><b>【意見 4-5】 設計積算の根拠の明確化について</b> 設計積算の根拠は具体性と明確な根拠を具備する必要がある。</p>	<p>（生活環境部・会計管理局） 委託金額の積算については、直近の実績を参照する等により適切な金額とするよう所属において徹底した。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書 161ページ</p>
	<p><b>【意見 4-6】 発見された不法投棄の顛末管理について</b> 不法投棄が発見された場合、その後のフォローといった業務管理にどのように活かされているのかが判然としない。 個別に顛末管理が必要な事象については「要フォロー業務対象リスト」などの業務管理表を作成し、適切に業務管理となるような管理手法を構築し適切に対処することが望ましい。</p>	<p>（生活環境部） 今後の委託業務では不法投棄の発見からの顛末管理を整理させ、指導管理に活用するよう徹底するとともに、不法投棄等事案を認知した際は、認知状況及びその後の指導状況を記録し、適正に処理されるまで指導等を継続する。 【対応済】</p>	<p>報告書 161ページ</p>
	<p><b>【意見 4-7】 今後の事業のあり方の検討について</b> 当該事業の有効性を評価し、様々な業務手法の費用対効果を見極めつつ、夜間のパトロールの必要性についても継続的に検討を行っていくことが望ましい。</p>	<p>（生活環境部） 夜間パトロールによる監視活動については、事業の有効性や費用対効果を見極めつつ、今後の実施についても継続的に検討を行っていきたい。 【対応済】</p>	<p>報告書 161ページ</p>
<p>県民安全・安心 メール配信業務 委託契約</p>	<p><b>【結果 4-7】 積算書の内容について</b> 積算書に記載された項目ごとの数量が、月を単位にまとめられた表記となっているため、一部の計算内容が不明確であり、適切に積算されたかどうか確認できない。</p>	<p>（生活環境部） 次期契約（平成28年10月1日～）から、積算書の表記を見直し、可能な限り積算根拠を明確化することとした。具体的な記載内容については、平成28年度予算要求の積算根拠を見直す作業の中で確定させる。 【対応済】</p>	<p>報告書 162ページ</p>
	<p><b>【意見 4-8】 契約金額の妥当性の明確化について</b> 随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。</p>	<p>（生活環境部・会計管理局） 契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特</p>	<p>報告書 163ページ</p>

		化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	
(5) 商工労働部			
花きグループにおける地熱エネルギー利用状況調査事業委託契約	【意見 5-1】 審査委員の審査表の記載方法について 審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。	(商工労働部) 審査結果の書き換えができないよう、最終結果はボールペン等修正ができない筆記具で記載することを審査委員に徹底した。 【対応済】	報告書 165ページ
緊急雇用ロボット関連産業振興支援事業委託契約	【結果 5-1】 契約書の規定と様式の整合性について 契約書の雛形の一部様式に混乱があると思われ、契約書の規定文言とそれに添付する様式が整合するように整備する必要がある。	(商工労働部・会計管理局) 契約書の規定文言と添付様式を整合するよう整備した。また、今後は担当者だけでなく、担当班総括による複層的なチェックを行うなど所属において再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 166ページ
	【意見 5-2】 消費税の課税事業者の確認手続について 新設後間もない法人と委託契約を締結する場合、県様式の「課税事業者届」のほか、税務署に届け出た消費税に係る「課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者であることを確認する手続とすることが望ましい。	(会計管理局) 平成元年の自治省行政局長通知、「消費税導入後の政府調達に係る入札について」に基づき、本県において「消費税導入後の契約事務処理について」の取扱いを定め事務処理を行っている。 自治省行政局長通知は、「国における入札の取扱いの趣旨を十分参酌し、工事の発注、物品の調達等契約事務の運用に当たって、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるように配慮されたい。」との内容で、課税事業者の確認は「課税事業者届出」で足りることは、国に準じた全国共通の事務取扱いとなっている。 そのため、現行の事務取扱いとし、今後新たな通知があれば、「課税事業者選択届出書」提出の必要性について検討したい。 【対応困難】	報告書 167ページ
豊の国ハイパーネットワーク運用管理業務委託契約	【意見 5-3】 契約金額の妥当性の明確化について 随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。	(商工労働部・会計管理局) 契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 169ページ
行政情報システム維持管理及び電算システム維持管理支援業務委託契約	【意見 5-4】 積算時の単価について システム開発・運用に係る単価については、例えば、上級SE、初級SE、プログラマ、オペレータなど	(総務部・商工労働部) システム開発に係る基準単価については、平成28年度予算編成から、作業担当者に求められる能力に応じ、細分化して定めるとともに、シ	報告書 171ページ

	業務担当者に求められる能力に応じ細分化して定めることが望まれる。	システム運用に係る基準単価を細分化した。 なお、庁内の各システムに係る運用経費については、運用保守審査において、「経費の妥当性」を新たな審査項目に加え、精査を行う。 【対応済】	
	【意見 5-5】 <b>契約金額の妥当性の明確化について</b> 随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。	(商工労働部・会計管理局) 契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 172ページ
大分県ヘルプデスク運営委託契約	【意見 5-6】 <b>長期継続契約とする取扱いの根拠の明確化について</b> 本事業委託の業務内容は、契約事務規則の第51条の2第5号に規定する業務とは異なる業務も多く含まれることから、規定解釈と運用の明確化の観点から、当該規定に含まれることを公的に確認できる文書で明示的に運用することが望ましい。	(会計管理局) 長期継続契約できる代表的な業務は、マニュアルに示している。 主な業務に付随し、分離することができない業務までをマニュアルに表示することは困難であり、そのような契約の内容に疑義のある事案については、その都度協議し、判断することとしている。 【対応困難】	報告書 174ページ
首都圏での県産品イメージアップ強化企画委託契約	【意見 5-7】 <b>検査内容の充実について</b> 単に委託業務内容の履行検査を行うのではなく、翌年度以降の取組改善のための課題等についても必要な書類を入手・検討することにより、翌年度の委託業務の仕様書に反映させることが望ましい。	(商工労働部・会計管理局) 平成26年度をもって当事業は終了するが、今後同様の事業を実施する場合は、実績報告書等の支出根拠資料について、必要な書類の提出を依頼し、妥当性の確認を所属において徹底した。 また、全庁的な対応としては文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 176ページ
おおいた産業人財センター運営委託契約	【意見 5-8】 <b>情報のセキュリティについて</b> 業務における個人情報の登録等は汎用系ソフトを使用しているため、USB等の外付けデバイスへの書き込みやメール添付などを比較的容易に行うことができるため、万が一の事態に対する予防的手段として、現状のセキュリティの方針を更に厳格化すべきかどうか検討を行うことが望まれる。	(商工労働部) 本業務については、県の定める「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」と受託要件としている「職業安定法第4条第7項に規定される職業紹介事業者」の二重の管理をされており、一定の情報セキュリティを確保している。セキュリティ方針の厳格化については関係機関と協議し検討していく。また、悪意の第三者に対するセキュリティ対策については、受託者と協議の上セキュリティソフトの導入を検討していく。 【対応済】	報告書 177ページ
	【意見 5-9】 <b>UJIターン委託事業の成果報酬配分方法について</b> UJIターン求人の新規登録数の大幅な目標達成により委託料の成果報酬を配分しているが、実際の就職件数は目標の半数に満たない現況を	(商工労働部) 平成25年度実績等を踏まえ、成果報酬の項目を廃止した。なお、帰省時期に合わせた集中相談会等のイベントの開催によるUJIターン求職希望者の新規開拓等、平成26年度はすべて目標数値を達成した。	報告書 178ページ



	踏まえ、求人の新規登録件数のみならず就職件数の目標の到達状況にもウェイトを置いた成果報酬の配分方法に変更することが望ましい。	【対応済】	
	<p>【意見 5-10】 有効なUJIターン事業のあり方について</p> <p>UJIターン事業の有効性を高めるため、マッチングの基礎となる県外の潜在的な求職者に雇用機会の情報提供等を行うとともに、受け皿となる潜在的な事業者の求人ニーズをいかに掘り起しキャッチするかなど、雇用のマッチング実績を高める取組を展開するための戦略的アプローチの模索と委託先との協働を継続して推進していくことが望ましい。</p>	<p>(商工労働部)</p> <p>目標達成に向け委託先との協議を行い、定期的な実績報告会による進捗管理を強化した。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 178ページ
(6) 農林水産部			
大分県農業文化公園管理運営事業委託契約	<p>【結果 6-1】 再委託先の申請承認手続について</p> <p>再委託先の管理にあたり、委託契約書の規定に基づき、指定管理期間内における当初年度である平成23年度の再委託の申請とその承認は行われているが、再委託する業務のうち除草管理業務の一部について、平成24年度で直営から再委託に変更となっているにもかかわらず、当該年度における再委託の申請承認手続が行われておらず、不適切である。</p>	<p>(農林水産部・会計管理局)</p> <p>担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 181ページ
	<p>【意見 6-1】 サービス改善提案事業のあり方について</p> <p>現在のサービス改善提案事業は物品の年度ごとの逐次購入設置となっているが、必要とされるものであれば一時に購入した方が経済的に有利となる可能性がある上、複数年度にまたがって同じものを購入した場合には、設置物品ごとにどの年度で導入したものかを必ず単品で管理する必要性が生じ、資産管理面でも非効率となる可能性がある。</p>	<p>(農林水産部)</p> <p>県が策定した農業文化公園中期事業計画において、「サービス改善提案事業で物品を購入する場合、年度の上限支出額の範囲内であれば、一時に購入することが経費の点からすれば節約にはなることを考慮すべきである」と記載するとともに、今後サービス改善事業の内容については十分検討する。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 182ページ
	<p>【意見 6-2】 サービス改善提案事業のあり方について</p> <p>環境もニーズも変化する中で、毎年の実情に即した「サービス改善提案」に見合う事業を適時に実施することこそが重要であり、5年間の基本協定の中で、サービス改善提案事業の内容が固定されること自体が好ましくないと見えるため、サービス改善提案事業の本質的なあり方を再検討することが望ましい。</p>	<p>(総務部)</p> <p>サービス改善提案事業は、基本協定の範囲内で、毎年業務計画書により具体的な内容や実施条件を決めることになっている。固定化した事業実施とならないよう、指定管理者の担当者研修会等で趣旨の徹底を図る。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 182ページ
	<p>【意見 6-3】 当初計画に対する適時な修正計画への反映について</p> <p>事業報告書を取りまとめた段階や新事業年度の一定時期におけるニ</p>	<p>(農林水産部)</p> <p>中期事業計画では、営業や広報など5つの戦略を提案しているが、どの戦略を行うに当たっても、常にPDCAサイクルに基づいて事業を検</p>	報告書 183ページ

	<p>ズの洗出しや気づきによってアクションの修正が必要と認められる場合には、迅速にアクションに取り組むなどの具体的な方法を当初計画に対する適時な修正計画として反映し実行することが望まれる。</p>	<p>証し、次の改善した事業に結びつけることとしたい。 【対応済】</p>	
	<p>【意見 6-4】 <b>継続的な情報の整理と推移表の作成について</b> 総括的な重要な情報のうち、施設ごとの利用者のデータなど一部の情報については、過去からの連続した年次の時系列で統計的な一覧性のある取りまとめが行われていないことから、今後の有用な現状把握と分析に資するために、必要と認められる情報を継続的かつ迅速に把握できるような一覧性のあるデータを作成しておくことが望ましい。</p>	<p>(農林水産部) 施設ごとの利用者などのデータを開園当初から現在まで時系列で継続的に把握することは、公園をマネジメントする上で必要なことであるので、今後のデータはもちろんのこと、過去のデータについても再整理していくこととする。 【対応済】</p>	<p>報告書 183ページ</p>
	<p>【意見 6-5】 <b>目標達成のために必要なマネジメントのあり方について</b> 農業文化公園の目標入園者33万人に対する実績が大きく未達となっている現状の中、目標達成に向けた取組を中長期的に実現していくためには、公園そのもののあり方・存在意義を再確認するとともに、それらに合致する長期的なビジョン・目標に見合う戦略といったデザインを県が主体的に明示すべきである。それら包括的なデザインに基づいたアクションを単年度または中期の事業計画書として策定し、実行可能なレベルに落とし込まれたアクションを実行・検証・評価するというPDCAマネジメントサイクルのもと、コストという側面、利用者の満足度という側面をも総合的に勘案して、事業全体の有効性を継続的に高めるための取組を推進することが望まれる。</p>	<p>(農林水産部) 中期事業計画は、外部委員会において「公園に求められる役割や設置目的」の再整理を行い、それに基づいて県が作成した今後5年間のアクションプランである。中期事業計画では、打ち出した戦略が「絵に描いた餅」とならないように、事業はPDCAマネジメントサイクルに基づく検証を行うことやスケジュール管理を徹底することを提案し、事業の実効性を高めるための取組を行っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書 184ページ</p>
<p>25農業農村整備標準積算システム大分県補助版運用保守業務委託契約</p>	<p>【意見 6-6】 <b>「運用保守審査書」の記載内容について</b> 「運用保守審査書」に記載する契約額は、全て機械的に「固定費」とするのではなく、例えば、ベンダーの説明会での資料等をもとに「運用保守状況」欄所定の運用保守項目に係る対応時間が把握でき「固定費」と「固定費外」を区別できる場合は、費用を分けて記載することが望まれる。</p>	<p>(農林水産部) 「運用保守状況」欄所定の運用保守項目に係る対応時間が把握でき「固定費」と「固定費外」を区別できる場合は、費用を分けて記載することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書 186ページ</p>
<p>緊急雇用農業法人経営強化事業業務委託契約</p>	<p>【意見 6-7】 <b>消費税の課税事業者の確認手続について</b> 新設後間もない法人と委託契約を締結する場合、県様式の「課税事業者届」のほか、税務署に届け出た消費税に係る「課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者であることを確認する手続とすることが望まし</p>	<p>(会計管理局) 平成元年の自治省行政局長通知、「消費税導入後の政府調達に係る入札について」に基づき、本県において「消費税導入後の契約事務処理について」の取扱いを定め事務処理を行っている。 自治省行政局長通知は、「国における入札の取扱いの趣旨を十分参酌</p>	<p>報告書 188ページ</p>

	い。	し、工事の発注、物品の調達等契約事務の運用に当たって、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるように配慮されたい。」との内容で、課税事業者の確認は「課税事業者届出」で足りることは、国に準じた全国共通の事務取扱いとなっている。 そのため、現行の事務取扱いとし、今後新たな通知があれば、「課税事業者選択届出書」提出の必要性について検討したい。 【対応困難】	
	【意見 6-8】 <b>事業の有効性評価方法について</b> 緊急雇用制度を利用した結果、本主に農業法人が経営強化できたかどうかや事業の有効性が認められるかどうかの鍵であるため、事業終了段階の会員数の聞き取り確認を行い、可能であれば以降の経営状況を聴取することなどを通じて、実際の農業の経営体基盤が構築されたかどうかという側面で事後的においても事業の有効性評価を行うことが望ましい。	(農林水産部) 事業の有効性の評価のため、事業終了段階の会員数の聞き取り確認については実施済みである。また、以降の経営状況についても、フォローアップを通じて把握していく。 【対応済】	報告書 188ページ
24繰震災対策大分第2農業用ダム耐震一次診断委託契約	【結果 6-2】 <b>起案書における決裁日の未記入について</b> 見積書依頼の起案書について決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であったため、決裁日を確実に記載する必要がある。	(総務部・農林水産部) 当該起案書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	報告書 190ページ
25震災対策ため池緊急一斉点検委託契約	【意見 6-9】 <b>審査委員の審査表の記載方法について</b> 審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。	(農林水産部) 審査結果の書き換えができないよう、最終結果はボールペン等修正ができない筆記具で記載することを審査委員に徹底した。 【対応済】	報告書 191ページ
森林GISデータ作成委託契約	【意見 6-10】 <b>積算について</b> 翌年度の積算に反映させるため、実績報告を受ける際に各業務に従事した人数の実績等を把握することが望ましい。	(農林水産部) 平成26年度委託事業から従事人数集計表(作業日報等)により実績等を把握するとともに、翌年度以降の積算に反映することとした。 【対応済】	報告書 193ページ
森林づくりボランティア支援センター事業委託契約	【意見 6-11】 <b>契約金額の妥当性について</b> 他県との比較を行うなどして、委託金額の妥当性について検討を行うべきである。	(農林水産部) 業務内容が類似する他県に聞き取り調査と人件費の積算根拠アンケートを行い、委託金額の妥当性を検討した。 業務内容は県により異なるため一律に比較ができないが、委託金額の大半を占める人件費については、他県で嘱託職員の単価を採用している例があり、大分県が採用している臨時職員の採用困難職員単価の方が安	報告書 194ページ

		<p>価であった。大分県では職員を常勤としていないことから、現状の単価を引き続き採用することとした。</p> <p>【対応済】</p>	
	<p>【意見 6-12】 積算の妥当性について 翌年度の積算に反映させるため、実績報告を受ける際に各業務に従事した人数の実績等を把握することが望ましい。</p>	<p>(農林水産部) 平成26年度委託事業から従事人数集計表(作業日報等)により実績等を把握するとともに、翌年度以降の積算に反映することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 194ページ</p>
<p>県民有林事業委託契約</p>	<p>【意見 6-13】 検査調書における結論の記載について 検査調書における結論部分である「完成に関する意見」や「手直し等の検査意見」の欄に担当者の意見に関する記載がなく、結論が不明である。 森林保全課において、検査結果について質問したところ、検査結果については、手直し等もなく良好とのことであるが、良好であったか否かを明確に示し、不要な誤解を避けるためにも、検査調書における意見の欄には結論の記載が必要である。</p>	<p>(農林水産部・会計管理局) 検査調書作成時における記載内容の確認を徹底するとともに、検査調書の回覧により検査結果を復命する際に、検査員及び担当者が再確認を行うよう措置を行った。 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 196ページ</p>
<p>大分県マリンカルチャーセンター運営事業委託契約</p>	<p>【意見 6-14】 財政状態・損益状況等の把握について 指定管理期間は5年間に及ぶことから指定管理者としての継続的・安定的な委託業務の履行能力を確認するため、法人全体の財政状態・損益状況等について定期的に財務書類の提出について協力を受けることができるようにすることが望ましい。</p>	<p>(農林水産部) 指定管理者の経営状況の把握は重要であるため、1年に1回財務書類の提供について協力を求め、現況の把握を行うこととする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 197ページ</p>
<p>入津湾漁場改善工法調査業務委託契約</p>	<p>【結果 6-3】 契約書の訂正方法について 契約書の訂正の際に、適切な訂正方法で行われていない。</p>	<p>(総務部・農林水産部・会計管理局) 担当職員の会計事務及び文書管理事務等の知識の不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において決裁の際に複数人で確認するなどの再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、研修などにおいて、不適切な事務事例等として具体的に示すなど注意喚起し、再発の防止を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 199ページ</p>
<p>(7) 土木建築部</p>			
<p>道維環単別委第24-18号大分空港道路交通管理業務委託契約</p>	<p>【結果 7-1】 伺書における決裁日の未記入について 検査員の任命の決裁伺書では決裁日の記入が漏れていた。実施前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に示す上でも、決裁日を記載する必要があると考える。</p>	<p>(総務部・土木建築部) 当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行</p>	<p>報告書 201ページ</p>

		い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	
道維環単大委第 24-22号道路維 持補修業務委託 契約	【意見 7-1】 契約書のチェックについて 契約書の日付について、適切にチ ェックすべきである。	(土木建築部・会計管理局) 担当職員の不注意や会計事務知識 の不足及び監督職員の確認不足が主 な原因により発生した事案であるた め、所属において担当班総括による 複層的なチェックを行うなど再発防 止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会 計事務職員等の研修や委託契約に特 化した専門研修などにおいて、不適 切な事務事例等を具体的に示すなど 注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 202ページ
	【意見 7-2】 出来高確認通知書のチェックにつ いて 出来高確認通知書の請求可能額は 委託先に発送する前に適切にチエ ックすべきである。	(土木建築部・会計管理局) 出来高確認通知書の請求可能額に ついては事業担当者と工事経理担当 者の双方が確認を行うこととした。 担当職員の不注意や会計事務知識 の不足及び監督職員の確認不足が主 な原因により発生した事案であるた め、所属において担当班総括による 複層的なチェックを行うなど再発防 止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会 計事務職員等の研修や委託契約に特 化した専門研修などにおいて、不適 切な事務事例等を具体的に示すなど 注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 202ページ
交付国改白委第 1-14号建物等 調査委託契約	【結果 7-2】 委託起工伺の決裁日について 委託起工伺の決裁日が記載されて いない。	(総務部・土木建築部) 当該伺書については、決裁日を確 認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務 等の知識の不足及び監督職員の確認 不足が主な原因により発生した事案 であるため、所属において担当班総 括による複層的なチェックを行うな ど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公 文書の適正な作成について通知を行 い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	報告書 203ページ
	【意見 7-3】 変更契約の回数が多いことによる事 務の非効率性について 工期変更は予測できなかった事情 の変化等により起こりうるものであ るが、本契約は工期変更が4回行わ れていることから、委託起工段階や 契約始期の段階での業務調整の段取 りなど業務の進め方そのものが好ま しくなかった結果、事務効率性が阻 害されるような事態を招いている可 能性があるため、特殊な事情が仮に あったにせよ、結果として事務効率 性が阻害されている点は十分認識し た上で今後の契約事務を改善する必 要がある。	(土木建築部) 建物調査を実施する際には、調査 物件管理者に対して調査内容と必要 性について了解を得る適切な説明を 行い、調査物件の作業状況や繁忙期 等の状況を把握し十分協議した上で 調査期間を設定する。 【対応済】	報告書 203ページ
交付地改野委第	【意見 7-4】	(土木建築部・会計管理局)	

10号測量委託契約	<b>再委託の有無の確認について</b> 再委託の有無についての確認が十分に行われておらず、委託先に対して、再委託に関して契約時点における口頭での確認と事後的な有無の確認を確実にを行う必要がある。	契約の際、契約事務担当から契約約款第7条（一括再委託等の禁止）について説明をするとともに、調査職員からも再委託の有無の確認を再度徹底する。 また、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。 【対応済】	報告書 204ページ
道維環単野委第25-10号道路維持補修業務委託契約	<b>【意見 7-5】 指名競争の契約事務について</b> この契約は極めて高い落札率となっている点や、仕様の変更による大幅な増額変更契約の事務手続のあり方など疑問の残る点が見受けられるため、指名入札業者を大幅に入れ替えるなど指名基準の見直しや、仕様範囲の見直しが行われることが望ましい。	（土木建築部） 本委託業務は、豊後大野土木事務所が管理する国道・県道の草刈りや施設維持修繕、また異常気象対応等を行う業務であり、10月1日から翌年9月30日を業務期間としている。 これらの業務は、計画的に作業可能な草刈り等を除き、不定期業務であり、業務の遂行には、緊急時対応力や機動力が必要となる。 このため、業務の対象地域を旧町村単位に分け、当該地域と隣接した旧町村から、地域に精通し業務遂行能力のある業者を指名してきたところであるが、今回の指摘を受け、平成27年度の業者選定については、その他の近隣旧町村まで範囲を拡げ選定を行った。 なお、増額変更契約の事務手続のあり方については、平成26年2月の大雪による倒木や倒竹が非常に多く、年度を超えての対応が必要であったことが原因であるが、今後は早期に変更対応できるよう注意したい。 【対応済】	報告書 206ページ
道維環単玖委第22-5号・第25-6号道路環境整備委託契約	<b>【意見 7-6】 プロポーザル方式から一般競争入札への移行検討について</b> 契約2期（6年間）続けて1社参加のプロポーザルによる採択が継続しており、競争原理が充足されないことで、プロポーザルの意義が減殺される結果となっているため、一般競争入札への移行を検討することが望ましい。	（土木建築部） 当該路線は県庁所在地間を結び緊急輸送路でもある重要な路線であるが、標高の高い場所に位置し、雪が多く降ることから、道路の維持管理における雪氷対策作業により高い技術を求めるため、プロポーザル方式で入札を行ってきた。しかし提案者が1者のみとなっていることから、次回の契約ではより競争原理を充足する入札方法を検討する。 【検討中】	報告書 208ページ
砂改玖委第4-2号砂防施設改修事業測量委託契約	<b>【意見 7-7】 変更契約事務について</b> 関係者の立会等の調整が難航したことにより、やむを得ず面積など仕様増の確定に時間を要したため変更契約事務が遅れたとはいえ、仕様の変更による増加分の業務を変更契約の決裁前に進めることは妥当でないため、変更契約事由となる仕様増が生じた場合には速やかに変更契約事務を進められたい。	（土木建築部・会計管理局） 作業前に大きく仕様が増える場合や当初含まれていない作業項目を追加する場合は、変更契約や変更指示書など適切な事務処理を行うこととする。 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど	報告書 209ページ

		注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	
	<p>【意見 7-8】 国土調査成果の利用と市町村との連携について</p> <p>効率的な事業の実施と市町村との連携不足による経済的なロスを抑制する観点から、市町村との連携を強化し、市町村が実施する国土調査成果をできるだけ活用するとともに、測量対象箇所については事前に文書照会し文書を保管することが望ましい。</p>	<p>(土木建築部)</p> <p>これまでも市町村と連携を図り事業を執行しているが、今後は市町村との連携、調整を一層十分に行い事業を進めるとともに、必要に応じて公文書での照会を行うこととする。 【対応済】</p>	報告書 209ページ
道維環単中委第1-11号道路維持補修業務委託契約	<p>【結果 7-3】 完了報告書の記入について</p> <p>完了報告書に記入漏れがあった。</p>	<p>(土木建築部・会計管理局)</p> <p>担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	報告書 210ページ
	<p>【意見 7-9】 完了報告書の修正について</p> <p>完了報告書の修正を行う場合は修正テープを用いず、二重線を引いて訂正印を押すべきである。</p>	<p>(総務部・土木建築部)</p> <p>担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】</p>	報告書 211ページ
土木積算システム運用業務委託契約	<p>【意見 7-10】 契約金額の妥当性の明確化について</p> <p>随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。</p>	<p>(土木建築部・会計管理局)</p> <p>契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	報告書 212ページ
25用地取得事務委託契約 国道212号（日田拡幅）	<p>【意見 7-11】 実績報告に基づく委託料の支払について</p> <p>用地取得事務の委託先から月次で報告される実績報告を基に委託料の支払を行っているが、実績報告のみでなく、その実績の裏付けとなる用地取得契約書の写しを確認した上で委託料の支払を行うことが望ましい。</p>	<p>(土木建築部)</p> <p>従来実績報告書のみ提出させていたが、毎月の実績報告書の裏付資料として用地取得に係る契約書の写しを併せて提出させることとした。 ただし、実績報告書及び契約書の写しで実績を確認したものについて用地費及び補償費に係る委託料を支払うこととした場合、用地費及び補償費の金額及び支払時期によっては、土地開発公社に多額の自己資金を持ち出させることになり、健全な</p>	報告書 214ページ

		<p>経営に支障をきたすことが考えられるので、委託料の支払時期及び金額は、土地開発公社の用地費及び補償費の支払計画によるものとする。 【対応済】</p>	
	<p>【意見 7-12】 業務効率化について 用地取得事務委託契約については、一部物件の移転未済により委託期間が延長されており、委託契約に係る用地取得契約をすべて締結した後も実績報告が月次で提出されている。また、県においても当該実績報告書を確認しているが、新たな用地取得契約の実績がないため、当該実績報告書は形式的なものであり、事務手続の非効率を招いている。このため、契約書で用地取得契約完了後の実績報告書の提出は不要の旨を規定しておくことや変更契約を行うことにより、県及び受託者双方の事務手続の効率化が望まれる。</p>	<p>(土木建築部) 当該年度の計画に対する契約実績及び進捗率を把握するものであるが、計画に対する契約実績が100%に達した場合は、委託契約が継続していても報告する必要はない。 委託契約書及び実績報告書の様式は、用地対策課が所管する「県土地開発公社(市町村土地開発公社等)に対する公共用地取得事務委託取扱要領」に基づき定められた様式である。委託契約書様式の実績報告に係る条文中に、計画を達成した場合は委託契約が継続していても報告する必要がない旨規定できないか、さらに実績報告書様式にその旨表示できないか検討する。 【検討中】</p>	<p>報告書 214ページ</p>
<p>大分挾間線踏切 拡幅工事委託契約</p>	<p>【意見 7-13】 委託起工開始前の文書の編綴について JR九州からの協定のための文書送付の受理から、概ね契約事務の開始として簿冊の編綴が始まっているが、委託の起工に当たってはその前段階から土木事務所とのやり取りが実際には行われている。当該事前協議内容を疎明する資料も同一の簿冊に編綴することで一覧性が高まり望ましいと考えられる。</p>	<p>(土木建築部) 委託起工前の文書について、土木事務所での事前協議記録等の資料も同一の簿冊に編綴するなど、所属において簿冊の一覧性を高めた。 【対応済】</p>	<p>報告書 216ページ</p>
<p>豊肥本線朝地～ 緒方間98K500m 第一大野川橋梁 付近河川災害復 旧工事委託契約</p>	<p>【結果 7-4】 契約書等の記載金額単位について 協定書や資金決済関係書類については、必ず円単位で記載する必要がある。</p>	<p>(土木建築部・会計管理局) 協定の締結及び資金決済書類提出時には、円単位で記載した書類を提出するよう相手方に求めた。 担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書 217ページ</p>
	<p>【結果 7-5】 業務委託伺の決裁日について 業務委託伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。</p>	<p>(総務部・土木建築部) 当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行</p>	<p>報告書 217ページ</p>



		い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	
	<p>【意見 7-14】 委託起工開始前の文書の編綴について</p> <p>J R九州からの協定のための文書送付の受理から、概ね契約事務の開始として簿冊の編綴が始まっているが、委託の起工に当たってはその前段階から土木事務所とのやり取りが実際には行われている。当該事前協議内容を疎明する資料も同一の簿冊に編綴することで一覧性が高まり望ましいと考えられる。</p>	<p>(土木建築部)</p> <p>委託起工前の文書について、土木事務所での事前協議記録等の資料も同一の簿冊に編綴するなど、所属において簿冊の一覧性を高めた。 【対応済】</p>	報告書 218ページ
	<p>【意見 7-15】 J R九州との仕様と契約変更の合意について</p> <p>J R九州に対して協定により委託した場合、当初の詳細設計の段階から協議を重ね協定を締結し、変更が生じた場合には事前に協議することが協定書で定められている。当該工事の最終段階において、大分県との事前協議も承諾もなしにJ R九州の判断により仕様範囲を変更しており、妥当な変更内容であるとはいえ、結果として県が負担する工事費が増加している状況にあるため好ましくない。よって、当初協定の目的の範囲にない事業内容を追加する場合には、必ず当事者間で施工前に協議を行い、必要と認め合意した作業のみを変更契約増の対象とすべきである。</p>	<p>(土木建築部)</p> <p>J R九州と協議を行い、必要と認め合意した作業のみを変更契約増の対象とすることとしたい。 【検討中】</p>	報告書 218ページ
	<p>【意見 7-16】 J R九州との協議や根拠資料の入手等の事務手順のあり方について</p> <p>J R九州との協定（工事に関する委託）については、主に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前協議の透明性の確保</li> <li>・事後における資料の適切な入手</li> </ul> <p>という点に関して、業務内容の客観性と検証可能性を担保するために必要と認められ、かつ保存すべき根拠資料の入手等の事務手順のあり方を再検討し、委託業務に見合う証跡力や挙証可能性を高めていく努力を継続していく必要がある。</p>	<p>(土木建築部)</p> <p>J R九州に対して、事業内容の客観性と検証可能性を担保するため、根拠資料の入手の事務手順について協議を行う。 【検討中】</p>	報告書 219ページ
治ダ委第2-54号玉来ダム本体工関連全体実施設計委託契約	<p>【意見 7-17】 審査委員の審査表の記載方法について</p> <p>審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。</p>	<p>(土木建築部)</p> <p>審査結果の書換えができないよう、最終結果はボールペン等修正ができない筆記具で記載することを審査委員に徹底した。 【対応済】</p>	報告書 220ページ
24地特街連都委第1号鉄道残存敷利活用検討プロセス支援業務委託契約	<p>【意見 7-18】 審査委員の審査表の記載方法について</p> <p>審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書きすることが望ましい。</p>	<p>(土木建築部)</p> <p>審査結果の書換えができないよう、最終結果はボールペン等修正ができない筆記具で記載することを審査委員に徹底した。 【対応済】</p>	報告書 222ページ
スポーツ公園管	<p>【意見 7-19】</p>	<p>(土木建築部)</p>	

理運営委託契約	<p><b>委託業者の業況の確認について</b> 委託業者が業務を適切に遂行することができる状況かどうか確認するため、委託業者からの財務情報の提出につき協力を求めることが望ましい。</p>	<p>指定管理者の経営状況の把握は重要であるため、1年に1回財務書類の提供について協力を求め、現況の把握を行うこととする。 【対応済】</p>	報告書 223ページ
ハーモニーパーク管理運営委託契約	<p>【意見 7-20】 <b>委託業者の業況の確認について</b> 委託業者が業務を適切に遂行することができる状況かどうか確認するため、委託業者からの財務情報の提出につき協力を求めることが望ましい。</p>	<p>(土木建築部) 指定管理者の経営状況の把握は重要であるため、1年に1回財務書類の提供について協力を求め、現況の把握を行うこととする。 【対応済】</p>	報告書 225ページ
	<p>【意見 7-21】 <b>支出命令書の訂正について</b> 支出命令書の押印の訂正が修正テープによって行われていたが、修正を行う場合は修正テープを用いず、二重線を引いて訂正後の押印をすきである。</p>	<p>(総務部・土木建築部) 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】</p>	報告書 225ページ
県営住宅等管理委託契約	<p>【意見 7-22】 <b>再委託先との契約状況等の確認について</b> 少なくとも年に1回は再委託実施の協議を徹底し、その際に再委託先の選定方法や履行を担保する方法を確認するとともに、ときには一次委託先の現地調査を行うなど、再委託先の管理状況を直接レビューすることが望ましい。</p>	<p>(土木建築部・会計管理局) 今後所管課において再委託を認める場合には、再委託先の管理状況の確認を徹底する。 また、全庁的な対応としては、再委託先との契約の確認手続について、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。 【対応済】</p>	報告書 228ページ
施委第6-24号 県立美術館工事 監理等業務委託契約	<p>【意見 7-23】 <b>契約事務の効率性について</b> 変更契約の対象となった業務はペDESTリアンデッキの工事監理は当初予算の資料にも記載されているため、当初設計内容として反映することが妥当であるところ、変更契約の仕様追加として処理しているため変更契約事務は本来不要であったと考えられることから、契約事務の効率性を十分に考慮することが必要である。</p>	<p>(土木建築部) 契約変更により非効率が生じることがないように、契約相手、内容及び期間が明確である場合は、当初契約の段階で一括して契約を行うこととする。 【対応済】</p>	報告書 229ページ
施委第56-21号 教育センター大 規模実施設計委託契約	<p>【結果 7-6】 <b>委託起工何の決裁日について</b> 委託起工何の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。</p>	<p>(総務部・土木建築部) 当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】</p>	報告書 231ページ
	<p>【意見 7-24】 <b>1者のみが参加した場合のプロポー</b></p>	<p>(土木建築部) 複数者の参加を前提とした要領と</p>	報告書

	<p><b>ザル方式の取扱いについて</b>          プロポーザル参加が1者のみとなった場合の取扱いを明確にするため、「要領」等にて当該取扱いを定めるなど、あらかじめ明示的に規定して合理的に運用することが望ましい。</p>	<p>なっているため、今後のプロポーザルにおいては、1者のみの参加となった場合の取扱いについて明確にすることとする。  <b>【対応済】</b></p>	231ページ
(8) 企業局			
25北川ダム、北川水系発電所及び関連施設除草・維持管理業務委託契約	<p><b>【結果 8-1】</b>  <b>業務委託何の決裁日について</b>          業務委託何の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。</p>	<p>(総務部・企業局)          当該何書については、決裁日を確認し、記入した。          担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。          また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 232ページ
25北川ダムへい死に伴う状況等調査委託契約	<p><b>【結果 8-2】</b>  <b>支出負担行為決議書の決裁日について</b>          支出負担行為決議書の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。</p>	<p>(総務部・企業局)          当該支出負担行為決議書については、決裁日を確認し、記入した。          担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、事業担当及び経理担当でチェックを行うなど再発防止を徹底した。          また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 233ページ
	<p><b>【意見 8-1】</b>  <b>対応マニュアルの整備とモニタリングやマネジメントの活用について</b>          魚類へい死事故対応マニュアルなど対応方針書と手続書の整備と併せて、定期的かつ継続的なモニタリングを実施することで、適切に運用しノウハウを醸成していくとともに、当該ナレッジを他のダムにおけるモニタリングやマネジメントにも活用または応用していくことが望ましい。</p>	<p>(企業局)          魚類へい死事故については、「土木建築部危機管理マニュアル」に準じて対応することとした。          また、原因のダム湖内の酸素不足については、平成26年度に設置した自動水質計にて監視するとともに、平成27年度の実施データを蓄積した上で、工事に伴うダム湖の水位降下マニュアルを策定する予定である。          なお、今回の原因や対応策については、今後も他のダム管理者等へ各種協議会や会議の際、随時情報提供を行っていく。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 234ページ
ポリ塩化アルミニウム購入委託契約	<p><b>【意見 8-2】</b>  <b>反社会勢力の確認について</b>          一般競争入札参加者が反社会的勢力に該当しないか事前に検討を行うべきである。</p>	<p>(企業局)          一般競争入札の公告文に暴力団等の契約からの排除の項目を入れ、相手方に周知する。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 235ページ
判田浄水場汚泥脱水ケーキ処分業務委託契約	<p><b>【意見 8-3】</b>  <b>反社会勢力の確認について</b>          委託先が反社会勢力でないか事前に検討を行うべきである。</p>	<p>(企業局)          入札参加資格や誓約書で該当しないか確認するとともに、委託の仕様書に暴力団等の契約からの排除の項目を入れ、相手方に周知する。  <b>【対応済】</b></p>	報告書 237ページ

大分県企業局財務会計システムに関する維持管理業務委託契約	<p>【結果 8-3】 積算書の評価体制について IT調達の見積の積算結果の妥当性について、企業局内では知事部局のように評価できる体制が整備されていない。</p>	<p>(企業局) 積算結果の評価には相当のITの知見が必要であることから、今後は知事部局で実施している情報システム運用保守審査要領による自主審査を行った上で、商工労働部情報政策課の審査を受けることとする。 【対応済】</p>	報告書 238ページ
	<p>【意見 8-4】 契約金額の妥当性の明確化について 随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。</p>	<p>(会計管理局・企業局) 契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	報告書 238ページ
(9) 病院局			
病院局全体に共通した事項	<p>【意見 9-1】 書類の決裁日欄の検討と決裁日の明示について 病院局においては、委託同等に決裁日欄がないため、決裁日が記載されていない。 大分県立病院会計規則及びその規則様式においては、決裁日の記載欄が設けられていないものの、起票日と決裁日が一致するとは限らず、事前にいつ決裁を受けているかを明示する根拠となることから、決裁の時点確定的な証跡を明示するために、決裁日の記載欄を設けることを検討することが望ましい。</p>	<p>(病院局) 様式に決裁日の記載欄を設けるよう変更することとした。 【対応済】</p>	報告書 239ページ
	<p>【意見 9-2】 有効な内部牽制組織のあり方について 契約担当課等が会計管理課となっている委託契約については、会計管理課の中に会計班と物品・施設管理班とが並列的に組織されているため、契約の承認者と支出事務担当者、承認者と合議者が同一の担当課等内となっている。 これらが同一組織内となっている場合には、承認機関と審査機関と支出機関とが一致するため、実質的に内部牽制が機能しづらい組織構造となってしまう。 したがって、物品管理班と施設管理班を会計管理課から分離するなどにより、組織を見直すか、代位決裁者を定めるなどの方法により、内部牽制機能の有効性を担保する仕組みづくりが必要と考えられる。</p>	<p>(病院局) 大分県病院局事務決裁規程別表において、支出負担行為及び支出の決定については、項目及び金額による決裁事項の定めがある。 契約金額等によっては、院長又は事務局長の決裁事項に属するものもあり、病院局では、当該規程に沿って適正な契約又は支出であるかを、それぞれの権限と責任において判断している。このため、現在の組織においても有効な内部牽制が働いていると考えている。 なお、意見の趣旨を踏まえ、病院局内部での相互のチェック機能については、組織の在り方を含め絶えず検証を行っていく。 【対応困難】</p>	報告書 239ページ
病院総合情報システム運用保守業務委託契約	<p>【意見 9-3】 契約金額の妥当性の明確化について 随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性について</p>	<p>(会計管理局・病院局) 契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付によ</p>	報告書 240ページ

	<p>ての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺書に添付することが望まれる。</p>	<p>り、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	
血液検査支援システム保守委託契約	<p>【意見 9-4】 <b>契約金額の妥当性の明確化について</b> 随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。</p>	<p>(会計管理局・病院局) 契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】</p>	報告書 242ページ
磁気共鳴断層撮影装置保守委託契約	<p>【結果 9-1】 <b>予定価格の根拠となる内容の明確化について</b> 設計額の基礎として入手した参考見積書には、「内容別紙」と記載されているものの、フルメンテナンス年間保守契約における点検の回数など内容の明示がない。 内容が明確になっていないままこの参考見積書の金額どおり予定価格を決定するのは適切といえないことから、設計の根拠となる内容は明確にした上で契約事務を進めることが必要である。</p>	<p>(病院局) 当初、参考見積書を徴した時には保守点検の内容を明示した「別紙構成内容表」が提出されていたが、平成24年度の契約関係簿冊に添付をしていなかった。平成25年度以降の契約関係簿冊には参考見積書に別紙として添付している。 今後とも設計の根拠となる内容が確認できるような事務処理を行っていく。 【対応済】</p>	報告書 243ページ
	<p>【意見 9-5】 <b>リモート診断24時間対応業務の履行確認について</b> 委託業務の仕様の一つに「リモート診断24時間対応」の業務があるが、当該業務に係る成果物が保管されていないため、業務の履行を客観的かつ明瞭に確認できるよう業務の経過を明示した成果物を入手することが必要である。</p>	<p>(会計管理局・病院局) リモート診断24時間対応業務の履行確認については、成果物を確認の上、保管することとする。 また、全庁的な対応としては、研修などにおいて、不適切な事務事例等として具体的に示すなど注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】</p>	報告書 243ページ
	<p>【意見 9-6】 <b>保守実施報告書の日付の訂正について</b> 委託先から提出された保守実施報告書のうち平成26年3月分について、担当者による日付の強制修正の痕跡が見受けられた。担当者は報告書の提出者でないのであるから、日付が妥当でない場合は原則として、委託先に再提出を求めるか、委託先に日付を訂正してもらわなければならない。</p>	<p>(総務部・病院局) 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】</p>	報告書 243ページ
全身用X線コンピュータ断層撮影装置保守委託契約	<p>【意見 9-7】 <b>予定価格調書の金額修正について</b> 予定価格調書であらかじめ印字した金額を専決権限者が訂正する場合は、余白に記入するだけでは数値が</p>	<p>(総務部・病院局) 予定価格調書の金額を訂正する際は、契約担当者（専決権限者）自らが訂正前の金額に訂正印を押印しなければならないことについて、文書</p>	報告書 244ページ

	2つ存在し紛らわしいため、訂正前の金額は訂正印を付して無効処理したことを明示することが望ましい。	による通知や研修等で注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	
	【意見 9-8】 再委託が通常見込まれる場合の契約書の文言について 100%の再委託が予定されている契約においては、再委託の禁止が明文化されるのは不自然であるため、「甲の承諾を得て再委託を行うことができる」と契約書において規定する方が望ましい。	(病院局) 100%の再委託が予定されている契約においては、再委託が可能であることを明記するよう契約書の文言を改める。 【対応済】	報告書 245ページ
	【意見 9-9】 再委託の申請承認文書の編綴について 上述した再委託の申請文書の提出を受け承認しているが、契約関係簿冊と別の簿冊に編綴しており、一覧性を高めるためできるだけ同一の簿冊に編綴するよう留意されたい。	(病院局) 同一の支出関係書類については、同一の簿冊に編綴するよう、所属において徹底した。 【対応済】	報告書 245ページ
施設維持管理業務委託契約	【意見 9-10】 再委託が通常見込まれる場合の契約書の文言について 多くの再委託が通常見込まれる契約においては、契約書において再委託の禁止が明文化されるよりも、「甲の承諾を得て再委託を行うことができる」と規定する方が望ましい。	(病院局) 当該契約においては再委託を承諾できない業務内容があるため、大分県契約事務規則第8条の規定に則って再委託を禁止する文言としている。 【対応不可】	報告書 246ページ
	【意見 9-11】 効率的な契約更新事務について 本件では平成25年6月の1箇月間だけ随意契約により業務を行っているが、契約更新のための十分な準備を実施しておけば当該契約は回避できた可能性も想定されるため、スムーズで効率的な更新契約手続が行われるような事務の調整のあり方を検討されたい。	(病院局) 長期継続契約全般について、スムーズで効率的な契約更新手続を行うため、十分な準備期間を確保できるようスケジュール調整を行った。 【対応済】	報告書 247ページ
医事業務等委託契約	【意見 9-12】 追加業務の統一的取扱いについて 同一業務を複数業者(委託契約先)に変更契約等で追加する場合には、部局内で協議し、統一的に変更契約事務を行うことが望ましい。	(病院局) 同一業務を複数の既委託業者へ追加委託する場合には、追加業務の内容を検討、分析し、部局内で協議を行った上で、統一的な変更契約事務が行われるようにする。 【対応済】	報告書 248ページ
患者給食業務委託契約	【意見 9-13】 積算の根拠資料について 積算に用いた単価を変更した場合は、変更が承認された文書を作成した上で保管することが望ましい。	(会計管理局・病院局) 契約金額の変更にあたっては、妥当性の検討や必要書類の添付を所属において徹底するとともに、契約金額の変更する際のポイント等について、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 249ページ
(10) 教育庁			
緊急雇用未利用教育財産等台帳整備事業委託契約	【結果 10-1】 完了検査通知書の日付の記載について 緊急雇用チェックリストに基づく	(総務部・教育庁) 当該完了検査通知書の決裁日と施行日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務	報告書 251ページ

	<p>完了検査の雇用人材課あて通知決裁日と施行日の記載がない。特に決裁日の記載がなされていないと、組織として意思決定がなされた日付が不明となる。起案日は平成26年6月13日であり、6月15日までに雇用人材課あて通知することからおよその推定は成立するものの、必要な項目は確実に記入されたい。</p>	<p>等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。 【対応済】</p>	
	<p>【意見 10-1】 <b>金額把握のための明瞭表示について</b> 委託先から入手している見積書の記載のうち、各項目の金額における消費税の内税・外税の関係や、表上部のまとめの記載金額と下の明細内訳の金額との関係性が分かりにくい。明瞭性と検証可能性を高めるため、もっと総括金額と明細金額との関連性、特に内税と外税が簡潔に分かるようなフォームを先方に要望することが望ましい。</p>	<p>(会計管理局・教育庁) 委託先から見積書を入力する際は、明確・明瞭なものとなるよう依頼し、所属において確認を徹底した。 また、全庁的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】</p>	<p>報告書 251ページ</p>
	<p>【意見 10-2】 <b>遊休資産の有効活用について</b> 未利用教育財産台帳整備の対象となった遊休資産の利活用や売却などの有効活用のスキームをできるだけ効果的かつ迅速に策定することが望ましい。</p>	<p>(教育庁) 遊休資産の更なる利活用を進めるため、「大分県新県有財産利活用推進計画」に基づき、廃止された県立学校の跡地や農業高校の学校農場跡地等教育庁所管の対象財産については、平成27年度までの売却又は貸付に向け、関係部局とも連携して計画的に取り組んでいる。 引き続き、地元市町村等への働きかけを進め、市町村への売却や農業参入者等への学校農場の売却・貸付等に取り組む。 【対応済】</p>	<p>報告書 251ページ</p>
<p>25学校図書館活用教育支援事業 学校図書館機能アップ支援業務委託契約</p>	<p>【意見 10-3】 <b>委託業者の業況について</b> 委託業者の業況を把握し、委託業者が業務を継続して遂行できるかどうかを検討することが望ましい。</p>	<p>(教育庁) 平成27年度の応募事業者については、財務諸表で業況を確認したことに加えて、企業グループ全体の業況も確認した。その上で、委託事業の遂行能力に問題はないと判断した。 【対応済】</p>	<p>報告書 252ページ</p>
<p>大分県立図書館サービス業務委託契約</p>	<p>【意見 10-4】 <b>委託業者の決定方法について</b> 適切な業者を選定するため、仕様書の内容や契約方法を工夫すべきである。</p>	<p>(教育庁) 平成27年度からの新たな事業者選定にあたっては、仕様書にカウンター業務に係る従業員の配置基準を示すとともに、契約方法については、一般競争入札から企画提案方式（プロポーザル方式）に変更した。 【対応済】</p>	<p>報告書 253ページ</p>
<p>風土記の丘芝生除草・芝刈・清掃委託契約</p>	<p>【結果 10-2】 <b>実施伺の決裁日の記載について</b> 平成23年3月23日に起票された当該委託業務の実施伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。起票日と決裁日が一致するとは限らないため、決裁の時点確定的な証跡を明示すべきである。</p>	<p>(総務部・教育庁) 当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。 担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行</p>	<p>報告書 255ページ</p>

		い、研修等においても周知を行う。 【対応済】	
	<p>【結果 10-3】 年次委託業務完了届の確実な提出について</p> <p>委託先である(社)大分県手をつなぐ育成会から、月次業務完了報告書は入手していたが、年間の委託業務完了届が提出されていなかった。委託業務全体の完了を確認するため、確実に提出を求め保管する必要がある。</p>	<p>(会計管理局・教育庁)</p> <p>指摘を踏まえ委託者に対して契約書に基づいた年間の委託業務完了届の提出を徹底するよう指導した。平成25年度については、監査後直ちに受領した。平成26年度についても受領済みである。</p> <p>担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 255ページ
	<p>【意見 10-5】 設計金額の見直しについて</p> <p>予定価格決定段階で予算上の制約を勘案するのではなく、設計積算の段階でこれを念頭に置いて積算根拠となる業務数量または単価を見直すことが合理的である。</p>	<p>(教育庁)</p> <p>当該設計金額は平成23～25年度に渡る長期継続契約に係るものであり、平成26～28年度に渡る長期継続契約も受検の時点で既に締結済であったため、平成29年度以降の業務委託設計を行う際には、予算の範囲内で、業務数量または単価を見直し、設計積算を行うこととする。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 255ページ
(11)警察本部			
緊急雇用初動捜査強化対策事業委託契約	<p>【結果 11-1】 決裁日付の記入について</p> <p>事業実施伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。</p>	<p>(総務部・警察本部)</p> <p>当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。</p> <p>担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 256ページ
捜査支援(緊急配備支援)システム保守点検委託契約	<p>【結果 11-2】 決裁日付の記入について</p> <p>事業実施伺の決裁日記入欄に決裁日の記載がなされておらず、組織として意思決定がなされた日付が不明であった。</p>	<p>(総務部・警察本部)</p> <p>当該伺書については、決裁日を確認し、記入した。</p> <p>担当職員の不注意や文書管理事務等の知識の不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。</p> <p>また、全庁的な対応としては、公文書の適正な作成について通知を行い、研修等においても周知を行う。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 258ページ
免許センター設備保守委託契約	<p>【結果 11-3】 支払期日の遵守について</p> <p>契約書に記載されている支払期日</p>	<p>(会計管理局・警察本部)</p> <p>担当職員の不注意や会計事務知識の不足及び監督職員の確認不足が主</p>	報告書 258ページ



	が遵守されておらず、契約違反の状態となっている。	な原因により発生した事案であるため、所属において担当班総括による複層的なチェックを行うなど再発防止を徹底した。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	
運転者管理システム改修委託契約	【意見 11-1】 契約金額の妥当性の明確化について 随意契約でシステム運用保守を行う場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者にも明確に分かるよう手続や経緯を記録した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。	(会計管理局・警察本部) 契約金額の妥当性に関しては、その仕様が求められる根拠・経緯や見積書の内訳明細等の資料の添付により、設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底する。 また、全庁的な対応としては、会計事務職員等の研修や委託契約に特化した専門研修などにおいて、不適切な事務事例等を具体的に示すなど注意喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】	報告書 260ページ
更新時講習業務委託契約	【意見 11-2】 積算における諸経費率の適用について 設計積算において、人件費以外に、詳細の講習機材・講習テキスト・車両費の物件費の積算によっており、必要経費が個別に積み上げられていることから勘案すると事業費に対する掛け目で諸経費を積算するのは不適當である。	(会計管理局・警察本部) 指摘を受け、諸経費率を適用せず、経費の積み上げによる算出方法に変更した。 また、全庁的な対応としては文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 262ページ
	【意見 11-3】 積算における物件費の参考見積の入手方法について 一部の物件費の設計積算に際して、1者から参考見積を入手して算定しているが、できれば2者以上から参考見積を入手して、積算価格をより経済的かつ合理的に算定することが望ましい。	(会計管理局・警察本部) 指摘を受け、2者以上からの参考見積を徴取することとした。 また、全庁的な対応としては文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】	報告書 262ページ
庁舎設備等運転管理業務委託契約	【意見 11-4】 再委託に関する判断根拠の文書化について 例外的に委託先から再委託先へ業務委託する場合には、判断根拠を文書化した上で所定の決裁を受けるべきである。	(会計管理局・警察本部) 平成27年度契約分より委託先から再委託理由を文面で提出させ、契約書にある「合理的に必要な最小限の範囲」であることを確認した上で署長決裁を受けることとした。 また、全庁的な対応としては、再委託の申請や承認の方法は事前に書面等によるものとし、委託に係るマニュアルにも明記するとともに、研修等で周知する。 【対応済】	報告書 264ページ

(注) 表中の「報告書」とは、平成27年3月31日付け大分県報(監査公表)に登載の監査委員公表第575号により公表された「平成26年度包括外部監査結果報告書」である。

平成25年3月29日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について)

監査の結果 項目	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	備 考
福祉保健部 大分県災害救助 基金	<p>【監査意見】 当基金及び備蓄物資の管理は福祉保健部地域福祉推進室により行われているが、業務の効率化を図るため生活環境部防災危機管理課への業務の所管替えも検討されたい。</p>	<p>災害救助基金は災害救助法に基づいて積み立てられた基金であり、同法が厚生労働省所管であったために福祉保健部が所管してきた。 国において、平成25年度に同法の所管を内閣府に移管したこと等も踏まえ、移管について生活環境部と協議を行ってきた。 協議の結果、防災対策担当課は有事の際、災害対策本部の総合調整機能を担うため災害救助法事務に必要な人員を割くことができないこと、また平時においても業務を全庁で分散する方が機動的に対応できることから、当該業務については引き続き福祉保健部地域福祉推進室が所管すべきと判断した。 なお、当該業務は、大分県災害対策本部の支援物資部支援物資班（班長：商工労働企画課長）の分掌であり、商工労働部と連携し、有事の際に迅速かつ効率的に物資が供給できるよう努めてまいりたい。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 81ページ (156ページ)
福祉保健部 大分県立病院運 営資金貸付金、 三重病院運営資 金貸付金	<p>【指摘事項】 病院事業会計の中に「三重病院運営資金貸付金」という名称の三重病院に対する過去の施設整備に係る貸付金が残っている。これはすでに閉鎖された三重病院への債権であり、病院事業として一体管理するために病院局が承継し、そのまま残しているという説明を受けた。しかし、いまだこれに関する返済スケジュールは策定されていない。病院事業の事業計画上も早急に策定される必要がある。</p>	<p>県立病院の経営状況を考慮しながら、返済方法や返済時期等について病院局と協議し、平成27年度末までに返済スケジュールを策定することとしている。</p> <p>【検討中】</p>	報告書 132～133 ページ (258～259 ページ)

(注) 表中の「報告書」とは、平成25年3月29日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第544号により公表された「平成24年度包括外部監査結果報告書」である。（備考欄括弧書きのページ数は当ホームページ中の平成24年度「包括外部監査結果」掲載の同報告書ページ数）

#### 平成24年3月30日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：大分県における補助金等について)

監査対象補助金名	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	備 考
商工労働部 小規模事業経営 支援事業費補助 金（大分商工会 議所）	<p>【監査意見】 <b>経営指導員の配置について</b> 本所のほか市内6箇所に経営相談センターを設置しており、会計は統合されているものの、それぞれに経営指導員を配置している。経営支援という専門性が要求される業務については多くの事例の比較検討、指導員の間でのディスカッションなどによってその能力が高められることから、各支所に所属する経営指導員を本所1箇所の所属として、お互い切磋琢磨することによってその能力を</p>	<p>大分商工会議所の「支所及び経営相談センター統廃合WG会議」を経て、正副会頭会議において、経営指導員の本所集約によって事業者に対するきめ細やかな対応が困難となり利便性が低下するおそれがあることから、当面、集約は行わないことが決定された。 なお、経営指導員の業務能力の向上については、経営指導員18名全員による月2回の「経営指導会議」で培われている。県所管課でモニタリ</p>	報告書 62ページ (117～118 ページ)

	より高めていく必要がある。	ングしている各種成果指標の実績もほとんどが計画を大きく上回るなど成果を上げていることから、県としても引き続き経営指導員の能力向上に向けた取組を支援していく。 【対応困難】	
農林水産部 農業振興運動推進事業費補助金	<p>【監査意見】 <b>組織体制について</b> 振興協議会は、旧農業振興対策協議会の活動を引き継いだ農業振興班、旧園芸振興協議会の活動を引き継いだ園芸振興班、水田農業改革推進協議会の事業を行う水田農業班の3班に分かれている。</p> <p>この3班の事業のうち水田農業班の事業については、従来から水田農業改革推進協議会（平成23年6月より農業再生協議会に改称）の事業として行われているため、振興協議会の総会資料を見ても報告事項としてあげられているだけで、水田農業班の歳入・歳出予算案等が採決されることはない。</p> <p>このように水田事業が別の協議会の事業として扱われていることを考えると、農業者の経済的、社会的地位の向上を目指す団体としては、組織として過渡期にあると言える。</p> <p>そもそも振興協議会の事業目的として、ア農業・農村に関すること、イ園芸の振興に関すること、ウ水田農業の構造改革に関すること、と定めているが、県としては振興協議会の事業を吟味し、もう少し事業目的を絞った上でそれに合うような組織体制に誘導する必要があるのではないだろうか。</p>	<p>大分県食料・農業・農村振興協議会は、平成27年7月1日に開催された総会で解散が承認された。それに伴い、農業振興班、園芸振興班は廃止した（水田農業班は平成24年度に廃止）。</p> <p>なお、園芸振興班に代わる組織として、園芸品目の産地拡大、革新的技術導入の推進等を図ることを目的とした「大分県園芸活性化協議会」を平成27年4月に設立した。</p> <p>農業振興班が所管してきた事務は大分県が直接執行している。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 105ページ (203ページ)
	<p>【監査意見】 <b>事務コストについて</b> 事務局についても振興協議会の事務局とは別に各班が各々別個に設置している。各班が別々に事業を実施していることによると思われるが、組織としてのまとまり感にも欠けるし、個々に事務局があることにより事務コストもかかるのではないだろうか。</p> <p>園芸振興班の事務局との関係も含めて組織の在り方を検討する余地がある。</p>	<p>大分県食料・農業・農村振興協議会は、平成27年7月1日に開催された総会で解散が承認された。それに伴い、農業振興班、園芸振興班は廃止した（水田農業班は平成24年度に廃止）。</p> <p>なお、園芸振興班に代わる組織として、園芸品目の産地拡大、革新的技術導入の推進等を図ることを目的とした「大分県園芸活性化協議会」を平成27年4月に設立した。</p> <p>農業振興班が所管してきた事務は大分県が直接執行している。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 105ページ (203～204ページ)
農林水産部 水田農業構造改革対策推進事業費補助金	<p>【監査意見】 <b>再生協議会の組織等について</b> 再生協議会は農業者戸別所得補償制度の円滑な実施に当たることを目的として設置されたものの、従来から存在した水田協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を整理、統合し効率化を図る目的もあったと思われる。</p> <p>しかし、現状は今でも3つの協議会が従前からの事業を各々別個に実</p>	<p>国の指導の下、農業再生協議会の設置に当たって、担い手育成総合支援協議会と耕作放棄地対策協議会を構成員として加え、関係部署が連携して円滑な事業実施に努めている。また、それぞれの協議会の目的に沿った活動ができるように、県、団体の関係部署に事務局を設置し、関係する組織が密接に関与して各協議会の目的とする事業を効率的に実施し</p>	報告書 120ページ (233～235ページ)

	<p>施しており、事務局もそれぞれ別個に設置されている。統合するに当たり現場の混乱を防ぐ意味もあると思われるものの、事務作業の効率化やコスト面を考えれば、ゆくゆくは事務局を一本化することも必要と考える。</p> <p>また、今後の再生協議会の主要事業が農業者戸別所得補償制度事業にシフトすることを考えると、担い手育成総合支援協議会や耕作放棄地対策協議会と連携することが今まで以上に必要になると考えられるため、農業者戸別所得補償制度事業を円滑に遂行する面からも事務局を一本化することが望ましいと考える。</p>	<p>ている。</p> <p>協議会活動の内容は、協議会が直接事業実施するものや地域協議会へ助成金を交付するものなど事業内容や交付金の流れが異なるため、協議会を統合し事務局を一本化することは事業の簡素化やコスト削減にはつながらないと考える。</p> <p>また各協議会の構成員や業務が異なり、それぞれの協議会の業務に精通した人員の再配置、若しくは新たな人員の確保や事務局の設置が必要となる。</p> <p>なお、平成30年度を目途に米政策見直しが行われることから、それまでの間に、国の動向を踏まえて必要な見直しを行うこととする。</p> <p>【対応済】</p>	
<p>教育庁 大分県文化関係 団体補助金</p>	<p>【監査意見】 <b>事務局の独立性について</b></p> <p>県の説明としては事務局を移すことも検討しているが、任せるほどの主体がなかなか現れていないことと、事務局職員の人件費が賄えるほどには収入がなく、また会費受入れの便宜上受け皿が必要だったこともあって現在の体制となっていることである。</p> <p>資料を閲覧し、担当者にヒアリングしたところ、権利能力なき社団の要件は満たしているが、県からの実質的独立性という点では連盟の事務局ポストが局長、次長ともに県職員であり、事務作業についても県職員が行っていることから問題がないとはいえない。</p> <p>九州の他県の状況は鹿児島県及び沖縄県が、大分県と同じく県庁内に事務局を置いているが、事務作業は両県ともに団体職員が担っていることとあり、福岡県、佐賀県、長崎県については民間の各団体が独自に活動しているとのことである。</p> <p>各県によって活動状況等は異なるが、大分県の場合も将来的には事務局を県より独立させるように努力すべきである。</p>	<p>平成27年度は、ユネスコ九州ブロック研修会や募金活動の運営、及びユネスコ新聞作成に係る業務についてユネスコ会員側に担ってもらったこととした。</p> <p>ユネスコ協会連盟事務局を大分県より独立させる方向で、引き続き関係者で協議を進めていく。</p> <p>【検討中】</p>	<p>報告書 144ページ (282ページ)</p>

(注) 表中の「報告書」とは、平成24年3月30日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第527号により公表された「平成23年度包括外部監査結果報告書」である。（備考欄括弧書きのページ数は当ホームページ中の平成23年度「包括外部監査結果」掲載の同報告書ページ数）